

第5次
益田市男女共同参画計画

～ 性別による差別をなくし 一人ひとりが活躍し 個性と能力が輝くまち ～

令和8（2026）年3月

島根県益田市

はじめに

本市では、令和3（2021）年に「性別による差別をなくし一人ひとりが活躍できる 個性と能力が輝くまち」を目指して、「第4次益田市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな取組を進めてまいりました。

しかし、令和6（2024）年に実施した市民意識調査の結果から、依然として家庭や地域において固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っていることが明らかとなりました。引き続き、意識啓発など男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められています。

また、国においては、令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻などの困難な問題を抱える女性への支援の強化が求められています。

このような国の動向を踏まえつつ、これまでの理念を継承し、社会情勢の変化や市民意識調査の結果などを勘案して、このたび「第5次益田市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係団体の皆様と連携し、協力して取り組むことが不可欠です。男女共同参画社会の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました益田市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

令和8（2026）年3月

益田市長 山本浩章



目次

第1部	計画策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画策定の背景	1
	(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とジェンダー平等	1
	(2) ジェンダー・ギャップ指数	2
	(3) 近年の国の動向	2
	(4) 本市の動向	3
	(5) 本市を取り巻く状況	5
3.	計画の位置づけ	9
4.	計画の期間	9
5.	基本理念	10
第2部	施策内容	
1.	計画の施策体系	11
2.	基本目標	12
<基本目標Ⅰ>	男女共同参画の意識づくり	12
	基本施策1 人権と多様性を尊重する意識の醸成	14
<基本目標Ⅱ>	安心・安全な暮らしの実現	16
	基本施策2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える 女性への支援	19
	基本施策3 生涯を通じた健康支援	21
	基本施策4 安心して暮らせる環境づくり	22
<基本目標Ⅲ>	あらゆる分野における女性の活躍	24
	基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	27
	基本施策6 女性の活躍推進	28
<基本目標Ⅳ>	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	29
	基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	31
	基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	32
第3部	計画の推進	
1.	推進体制	33
2.	市民、地域組織、事業者等との連携・協働	33
3.	数値目標の設定	34
4.	計画の進捗管理	35

【資料編】

●男女共同参画に関する意識調査結果について	38
●男女共同参画社会基本法	58
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	66
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	88
●困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	103
●益田市男女共同参画推進条例	112
●益田市男女共同参画推進条例施行規則	117
●益田市男女共同参画審議会委員名簿	119
●相談窓口等	120

1. 計画策定の趣旨

我が国では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけ、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

本市においても、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 13（2001）年に「第 1 次益田市男女共同参画計画」を策定し、以降、5 年ごとに計画の見直しを行ってきました。また、平成 26（2014）年には「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現を市の重要課題の一つとして位置づけ、さまざまな取組を推進してきました。

しかしながら、令和 6（2024）年 12 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、依然として固定的な性別役割分担意識や男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化、人々の生活様式や価値観が多様化する中で、女性はもとより、子ども、高齢者、男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、「第 4 次益田市男女共同参画計画」の計画期間が令和 7（2025）年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、国や本市の状況、新たな課題も踏まえた「第 5 次益田市男女共同参画計画」を策定しました。

2. 計画策定の背景

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とジェンダー平等

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年を達成年限とする国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現を誓っています。

アジェンダの前文には、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメント（能力強化）を達成する」と明記されており、目標 5 には「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

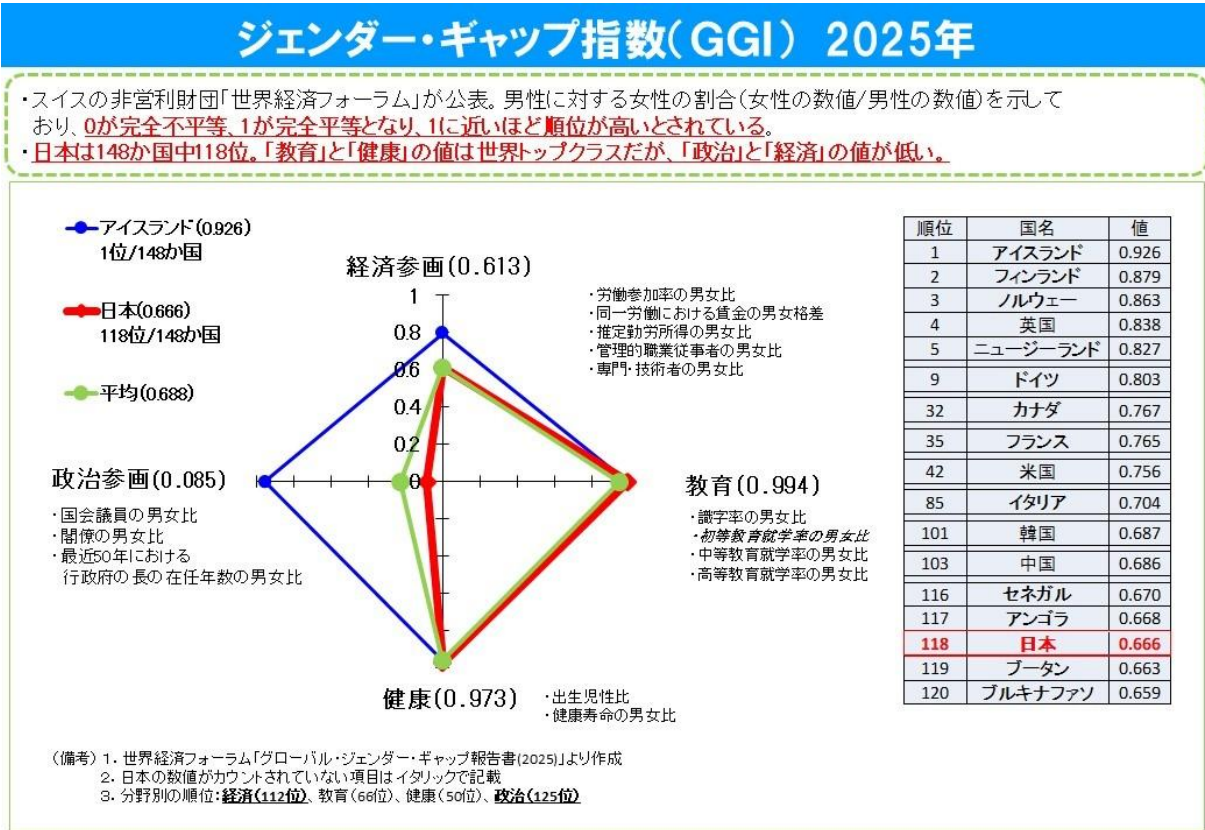
「ジェンダー」とは、生物学的な性差ではなく、社会的・文化的につくられた性別のことを指します。ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、すべての人が責任や権利、機会を平等に分かち合い、あらゆる物事を共に決定できる状態を意味します。

現代社会では、固定的な性別役割分担意識などにより、性別によって役割や生き方が決めら

れてしまう不平等が見られます。こうした状況を踏まえ、ジェンダーを問い直し、すべての人の人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められています。

(2) ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する「ジェンダー・ギャップ指数」は、男女格差を「経済」「政治」「教育」「健康」の4分野で評価し、各国の男女格差を測る指標の一つとなっています。令和7（2025）年の日本の指数は0.666で、148か国中118位、先進7か国の中では最下位となっています。特に、「政治」と「経済」の分野の低さが全体の順位を下げています。



資料：内閣府

(3) 近年の国の動向

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

【第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～】

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和 3（2021）年には一部改正が行われ、環境の整備、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応、人材育成等が明記されました。

令和元（2019）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正され、国や地方公共団体、労働者が 101 人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務づけています。

また、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。こうした中、困難な問題を抱える女性に対して、切れ目のない包括的な支援を行うことを目的に、令和 4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行されました。

（4）本市の動向

本市では、令和 3（2021）年 3 月に、目指すまちの将来像を「ひとが育ち 輝くまち 益田」と掲げた「第 6 次益田市総合振興計画」を策定しました。本計画では、横断目標と 7 つの基本目標を設定し、まちの将来像の実現に向けて行政が取り組む基本施策の一つとして「あらゆる分野での男女共同参画の促進」を明示しています。また、SDGs の考え方を取り入れ、地域課題を踏まえた共通目標として「益田市版 SDGs」を設定しています。

令和 3（2021）年に策定した「第 4 次益田市男女共同参画計画」では、「男女の人権の尊重」「安心・安全な暮らしの実現」「あらゆる分野における女性の活躍」「男女共同参画社会の実現に向けた環境整備」の 4 つの基本目標を掲げ、基本施策(8 項目)、具体施策(19 項目)、取組内容(39 項目)に基づき、男女共同参画の推進に取り組んできました。

「第 5 次益田市男女共同参画計画」においては、「益田市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、「益田市版 SDGs」のうち、①地域共生社会を実現しよう、③心身の健康と安心できる生活をみんなに、④子どもも大人も一緒に成長しよう、⑤「自分らしく」を尊重しよう、⑧「このまちで働きたい」をかなえよう、⑩平等なまちを実現しよう、⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも、⑬公平・公正と安心・安全をみんなに、⑰協働で目標や課題に取り組もう、の 9 つのゴールを意識しながら、施策を推進していきます。

■益田市版 SDGs■

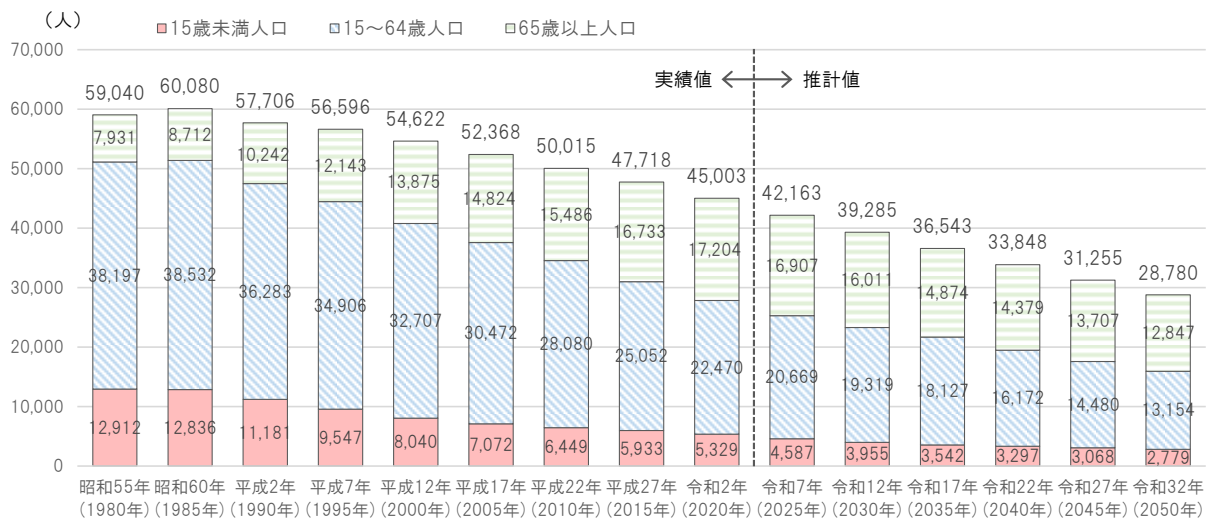
 <p>① 益田市版 SDGs</p>	<p>①地域共生社会を実現しよう 一人ひとりが抱える問題に寄り添い、市民みんなで地域共生社会を実現するまち</p>	 <p>⑩ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑩平等なまちを実現しよう 互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすい社会が実現するまち</p>
 <p>② 益田市版 SDGs</p>	<p>②地産地消でより豊かな生活を 地産地消により、生活の質が向上するまち</p>	 <p>⑪ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑪魅力ある地域の暮らしをいつまでも 地域の魅力を活かし、安心して住み続けられるまち</p>
 <p>③ 益田市版 SDGs</p>	<p>③心身の健康と安心できる生活をみんなに 生涯を通じて心身ともに健康で、子どもから高齢者まで安心して生活ができるまち</p>	 <p>⑫ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑫資源ロスの少ないまちに 限りある資源を有効に活用した、ロスの少ないまち</p>
 <p>④ 益田市版 SDGs</p>	<p>④子どもも大人も一緒に成長しよう 地域の中で子どもたちの「生きる力」を育み、大人も一緒に成長できるまち</p>	 <p>⑬ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑬自然災害に強くしなやかなまちに 平時から自然災害に備え、災害が起こっても強くしなやかに対応できるまち</p>
 <p>⑤ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑤「自分らしく」を尊重しよう 性差に関わらず、誰もが自分らしく生活できるまち</p>	 <p>⑭ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑭豊かな日本海を守ろう 美しい日本海と、その恵みを活かした水産業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑥ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑥豊かな水辺環境を守ろう 高津川を始めとした美しい水辺環境がいつまでも残るまち</p>	 <p>⑮ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑮豊かな森林と美しい田畑を守ろう 豊かな森林・美しい田畑の景観と、その恵みを活かした農林業が受け継がれるまち</p>
 <p>⑦ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑦自然を活かしたエネルギーでクリーンなまちに バイオマスなどの自然を活かしたエネルギーが供給できるまち</p>	 <p>⑯ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑯公平・公正と安心・安全をみんなに 公平・公正で開かれた行政運営のもと、誰もが安心・安全を感じられるまち</p>
 <p>⑧ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑧「このまちで働きたい」をかなえよう 地域を支える産業が安定して営まれ、「このまちで働きたい」をかなえるまち</p>	 <p>⑰ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑰協働で目標や課題に取り組もう 市民みんなの協働により、あらゆる目標や課題に取り組むまち</p>
 <p>⑨ 益田市版 SDGs</p>	<p>⑨時代に適応した産業・通信基盤をつくらう 先端技術を活用し、新たな時代に適応できる産業基盤や通信基盤が整備されたまち</p>	 <p>益田市版 SDGs について 詳しくはこちら (市公式ウェブサイト)</p>	

(5) 本市を取り巻く状況

① 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

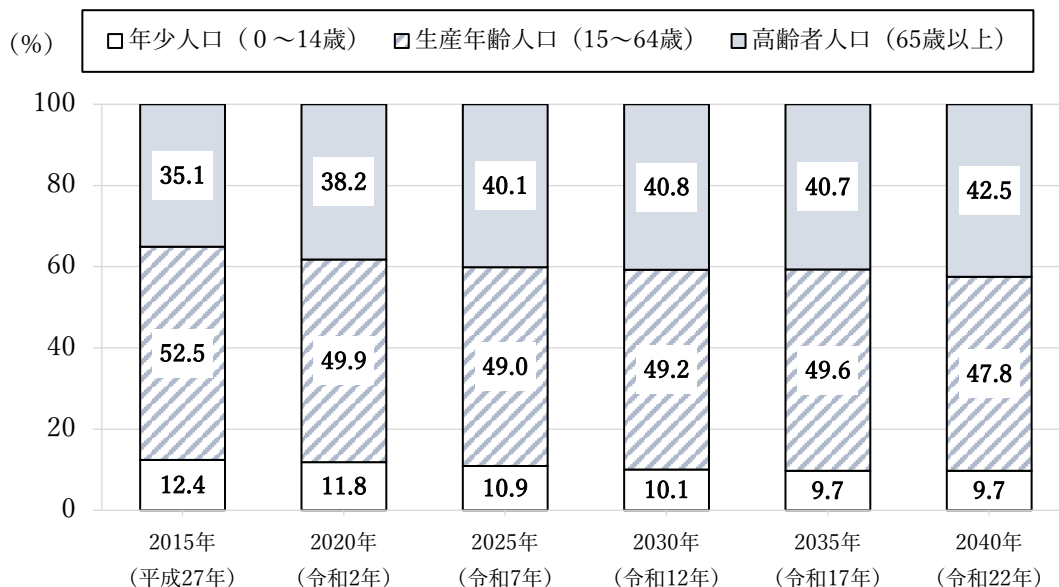
- 本市の総人口は、令和2（2020）年には45,003人であり、本計画の目標年となる令和12（2030）年には5,700人程度減少し、39,285人と予測されています。
- 年齢区分別でみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口割合は一貫して減少傾向で推移しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測■



※年齢不詳人口は、各年齢区分の人口に案分して加えている。

資料：昭和55年（1980年）～令和2年（2020年）までの実績値は国勢調査、令和7年（2025年）から令和32年（2050年）までの推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計による。



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査、2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

② 家族類型別の一般世帯の推移

- 本市の家族類型別の世帯総数は、平成 27（2015）年から 5 年間で 177 世帯減少し、令和 2（2020）年には 18,805 世帯となっています。一方で、単独世帯は 650 世帯増加し、6,135 世帯となっています。
- 全世帯総数に占めるひとり親と子どもから成る世帯の割合は、平成 22（2010）年は 8.79%、平成 27（2015）年は 8.83%、令和 2（2020）年では 9.21%と増加しています。

■家族類型別の一般世帯の推移■

（単位：世帯数）

	人口 (人)	世帯総数 (不詳を含む)	親族世帯				非親族 を含む 世帯	単独 世帯
			核家族			核家族 以外		
			夫婦のみ	夫婦と 子ども	ひとり親 と子ども			
平成 22 年	50,015	19,193	4,865	4,158	1,688	3,285	123	5,073
平成 27 年	47,718	18,982	4,848	4,048	1,677	2,772	132	5,485
令和 2 年	45,003	18,805	4,750	3,832	1,732	2,166	105	6,135

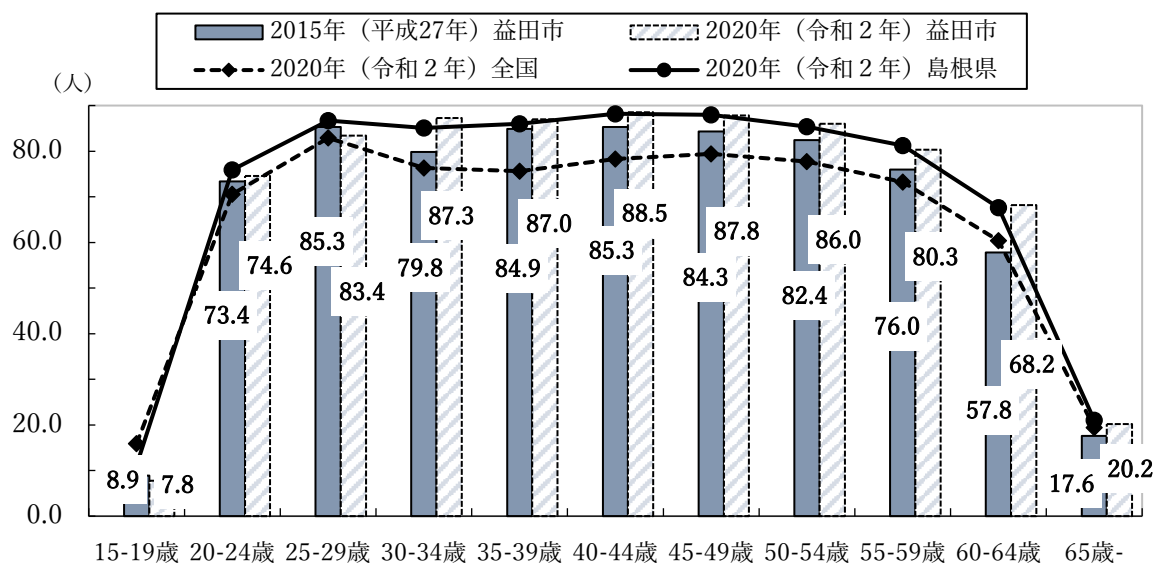
資料：国勢調査、人口等基本集計、小地域集計

世帯総数に占める ひとり親世帯の割合 H22 8.79% H27 8.83% R2 9.21%
 単独世帯の割合 H22 26.4% H27 28.9% R2 32.6%

③ 女性就業率の推移

- 平成 27（2015）年と令和 2（2020）年と比較すると、20 歳以上の年代は、25-29 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。特に、30-34 歳、60-64 歳は増加幅が大きくなっています。

■女性就業率の推移■



資料：国勢調査

④ 審議会等への女性の参画率

- 令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、審議会等への女性の参画率は島根県 48.7%、県内市町村の平均値 29.3%、益田市 32.1%でした。
- 5 年前の令和 2（2020）年と比較すると微増しているものの、令和 7（2025）年数値目標である 40%は達成できていない状況です。

■県及び市町村における審議会等への女性の参画率■

令和 7 年 4 月 1 日現在

	審議会等数	うち 女性を含む審 議会等	委員実数(人)		女性参画率(%)	
				うち 女性(人)		※参考 R2. 4. 1 現在
島根県	119 (休止中・委員不在 等 21 審議会を含む)	—	1,463	712	48.7	47.2
県内市町村	707	613	8,671	2,538	29.3	25.8
益田市	52	48	783	251	32.1	29.4

資料：島根県女性活躍推進課調査

⑤ 地方議会における女性の議員の割合

- 令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、島根県議会の女性議員の割合は 11.4%、益田市議会の女性議員の割合は 15%です。
- 10 年前の平成 27（2015）年と比較すると、地方議会における女性議員の割合はいずれも微増しています。

■地方議会における女性の議員の割合■

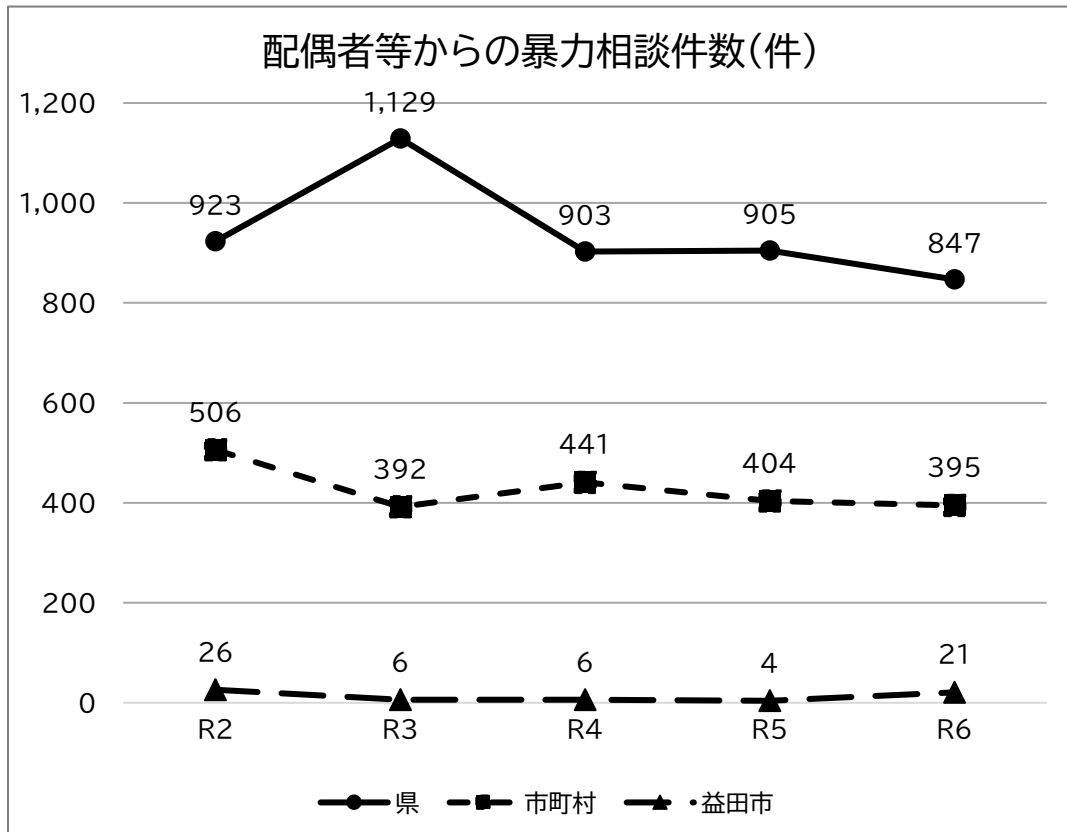
	島根県	益田市
平成 27 年	8.1%	9.1%
令和 7 年	11.4%	15.0%

※平成 27 年数値は 12 月 31 日現在

⑥ 相談窓口における配偶者等からの暴力を主訴とする相談件数

- 県及び市町村の相談窓口における相談件数は概ね横ばいで推移しており、DVが減少しない状況が続いています。
- 令和6（2024）年度の市の相談窓口における相談件数は21件で、前年度より大幅に増加しています。

■配偶者等からの暴力を主訴とする窓口相談件数(島根県調べ)■



「配偶者等からの暴力」とは、男性・女性を問わず、配偶者（事実婚や元配偶者※1を含む）、交際相手※2（元交際相手含む）からの暴力（身体的暴力に限らず、精神的暴力や性的暴力等も含まれる）をいう。

※1 離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

※2 生活の本拠を共にする交際相手

資料：配偶者暴力に係る相談件数（女性相談センター）、女性相談件数（青少年家庭課）

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

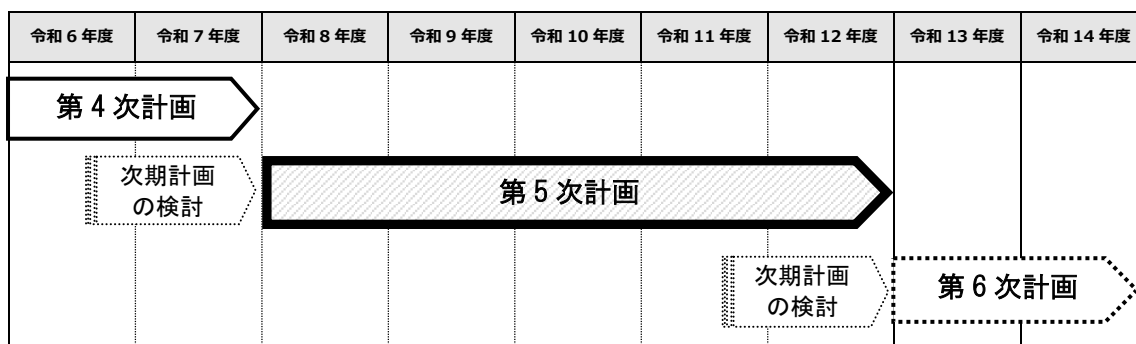
配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、また「益田市男女共同参画推進条例」第9条の規定により策定するものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」として位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」として位置づけるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画（困難女性支援基本計画）」として位置づけます。
- 本計画は、市の最上位計画である「益田市総合振興計画」や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



5. 基本理念

本計画では、「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念を踏まえ、「益田市男女共同参画推進条例」に規定している7つの基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指します。

□男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

基本理念	①男女の人権の尊重
	②社会における制度又は慣行についての配慮
	③政策等の立案及び決定への共同参画
	④家庭生活における活動と他の活動の両立
	⑤国際的協調

□益田市男女共同参画推進条例の7つの基本理念

基本理念	①男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
	②ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
	③社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
	④男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
	⑤家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
	⑥妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
	⑦男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

第2部

施策内容

1. 計画の施策体系

基本目標（4項目）		基本施策（8項目）		具体施策（20項目）
I	男女共同参画の意識づくり	1	人権と多様性を尊重する意識の醸成	(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の推進 (3) 社会教育における男女共同参画の推進 (4) 多様な性・多様な生き方への理解促進
II	安心・安全な暮らしの実現	2	配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援	(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 暴力の被害者に対する支援 (3) 相談体制の充実 (4) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援
		3	生涯を通じた健康支援	(1) 性差に応じた健康支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
		4	安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援 (2) 福祉サービスの充実
III	あらゆる分野における女性の活躍	5	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の積極的登用 (2) 庁内における女性の積極的登用 (3) 地域における男女共同参画の推進
		6	女性の活躍推進	(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援 (2) 多様な働き方への支援
IV	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	7	男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実
		8	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災分野での男女共同参画の推進

2. 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

<現状と課題>

益田市では、「益田市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画を「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を担うこと」と定義し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな取組を進めています。

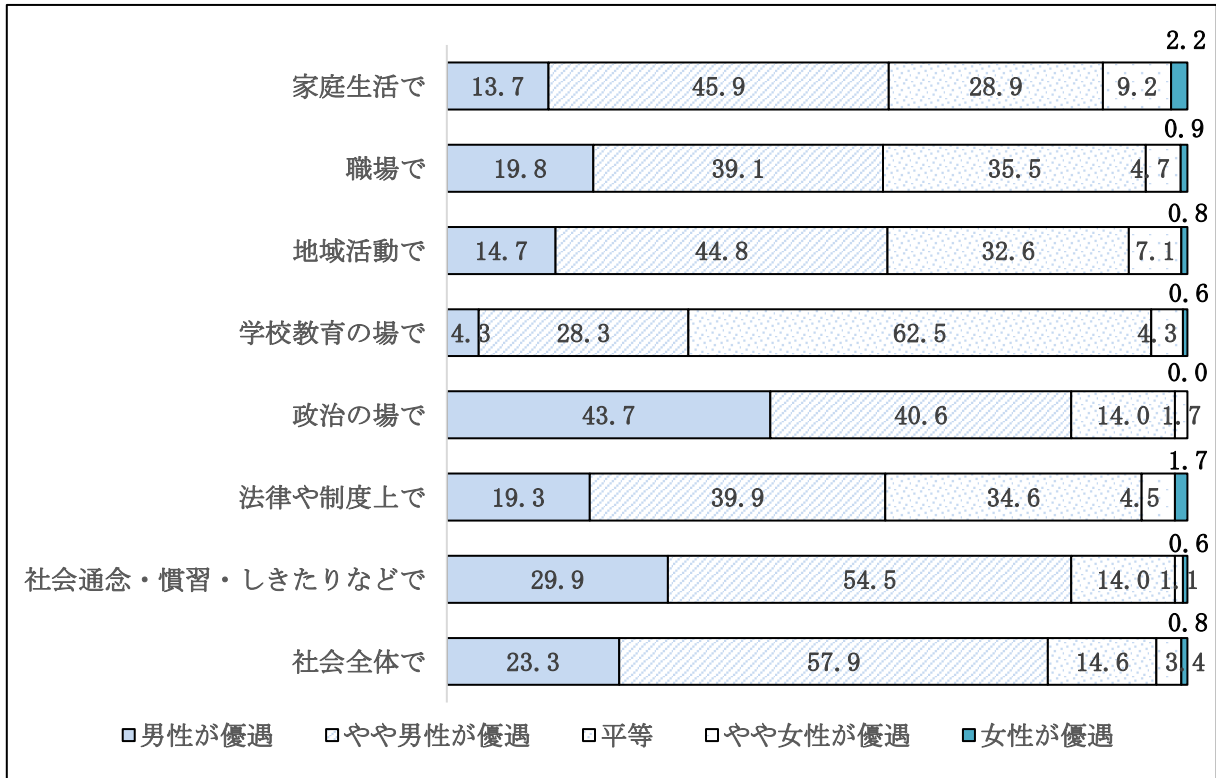
しかしながら、令和6(2024)年12月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査(以下、「意識調査」という。)では、分野別に男女の地位の平等感を尋ねたところ、「男性が優遇」「やや男性が優遇」と回答した人の割合は高く、令和2(2020)年3月に実施した前回調査(以下、「前回」という。)を上回る結果となりました。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では84.4%(前回78.7%)、「政治の場」では84.3%(前回81.9%)、「社会全体」では81.2%(前回78.7%)と、いずれも8割以上の人が男女不平等(男性優遇)を感じています。

一方で、性別役割分担に関する意識は変化が見られ、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に対して否定的な回答をした人の割合は77.6%(前回66.3%)、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」という考えに対して否定的な回答をした人の割合は45.9%(前回36.1%)で、いずれも前回より10ポイント程度増加しています。しかし、家庭内では食事の支度や片づけ、掃除などの家事を女性が担っている現状があり、依然として固定的な性別役割分担意識が残っています。

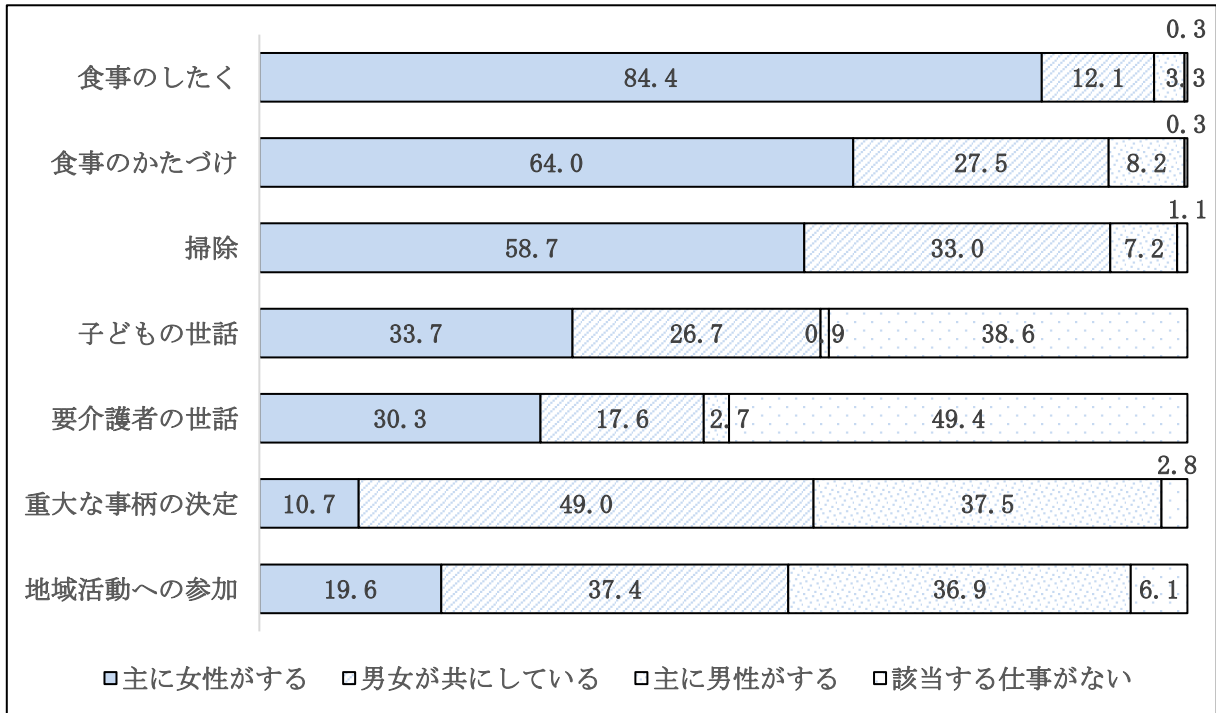
そうした中、島根県では令和5(2023)年10月に、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して「島根県パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しました。また、益田市においても、市民一人一人の人権が尊重され、互いの個性や多様性を認め合う社会の実現を目指して、令和6(2024)年12月に「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

このような状況を踏まえ、引き続き、性別に関わりなく個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、家庭・学校・地域・職場において互いに働きかけながら、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の意識づくり・環境づくりに取り組んでいきます。

■分野別男女の地位の平等感■



■家庭内での主な担当者■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 1 人権と多様性を尊重する意識の醸成

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
1	講演会や研修の開催	性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育、啓発活動の実施 ●男女共同参画に関する講座等の実施 ●益田市男女共同参画推進条例の周知 ●益田市男女共同参画計画の周知 	人権センター
2	意識啓発の充実	固定的な性別役割分担意識の解消など、意識啓発の充実を図ります。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供 ●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示 ●男女共同参画通信の発行 ●男女共同参画に関する書籍やDVD等、資料の充実 ●行政内部メールを活用した情報発信 	人権センター

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の充実	学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●道徳、社会科、保健体育、総合的な学習の時間などにおける、人権を尊重し多様性や個性の理解を図る教育の推進 ●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施 	学校教育課

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
4	学習機会の提供	固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●各地区公民館での世代間交流や学習機会の提供 	ひとづくり推進課

(4) 多様な性・多様な生き方への理解促進

	具体的施策	施策内容	所管課
5	多様な性・多様な生き方に関する意識啓発	性自認や性的指向等について正しい理解を深めるとともに、多様な性・多様な生き方に関する意識醸成を図ります。 <ul style="list-style-type: none">●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供●性の多様性等に関する講演会の実施●島根県パートナーシップ宣誓制度の周知●行政内部メールを活用した情報発信	人権センター

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

<現状と課題>

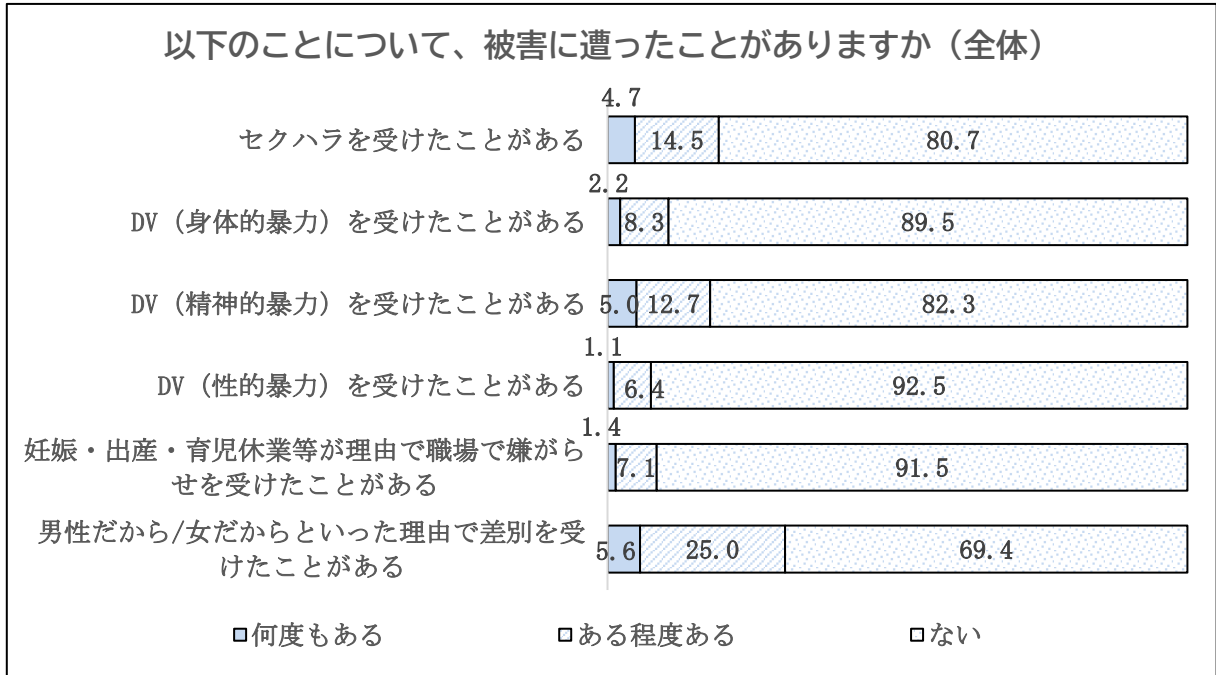
暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、性別による差別に基づく暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つです。意識調査によると、配偶者等からDVを受けた経験のある人は、身体的暴力が10.5%、精神的暴力が17.7%、性的暴力が7.5%となっており、その一方で、DVに関する相談窓口を知らない人も全体の46.6%（前回58.0%）を占めています。依然として、暴力を受けたことがある方や相談窓口を知らない方が存在しているという現状があります。市民の安心・安全な暮らしの実現に向け、いかなる暴力も許さないという暴力根絶のための意識づくりに努めるとともに、被害者に対する相談窓口や支援内容の周知や充実を図る必要があります。

また、社会的・経済的な格差を背景に、女性が日常生活や社会生活を営む上で、女性であることにより困難な問題に直面することがあります。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性を取り巻く課題は複雑化、複合化しており、コロナ禍を経てその実態が顕在化しています。意識調査によると、女性が現在（または過去）困っていることとして、多い順に「家計が苦しい」30.0%、「育児と介護の両方を担っている」18.5%、「家族関係の不和」14.1%が挙げられており、さらに、女性の相談窓口を知らないと回答した人は59.6%を占めています。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に寄り添い、最大限本人の意思を尊重しながら切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

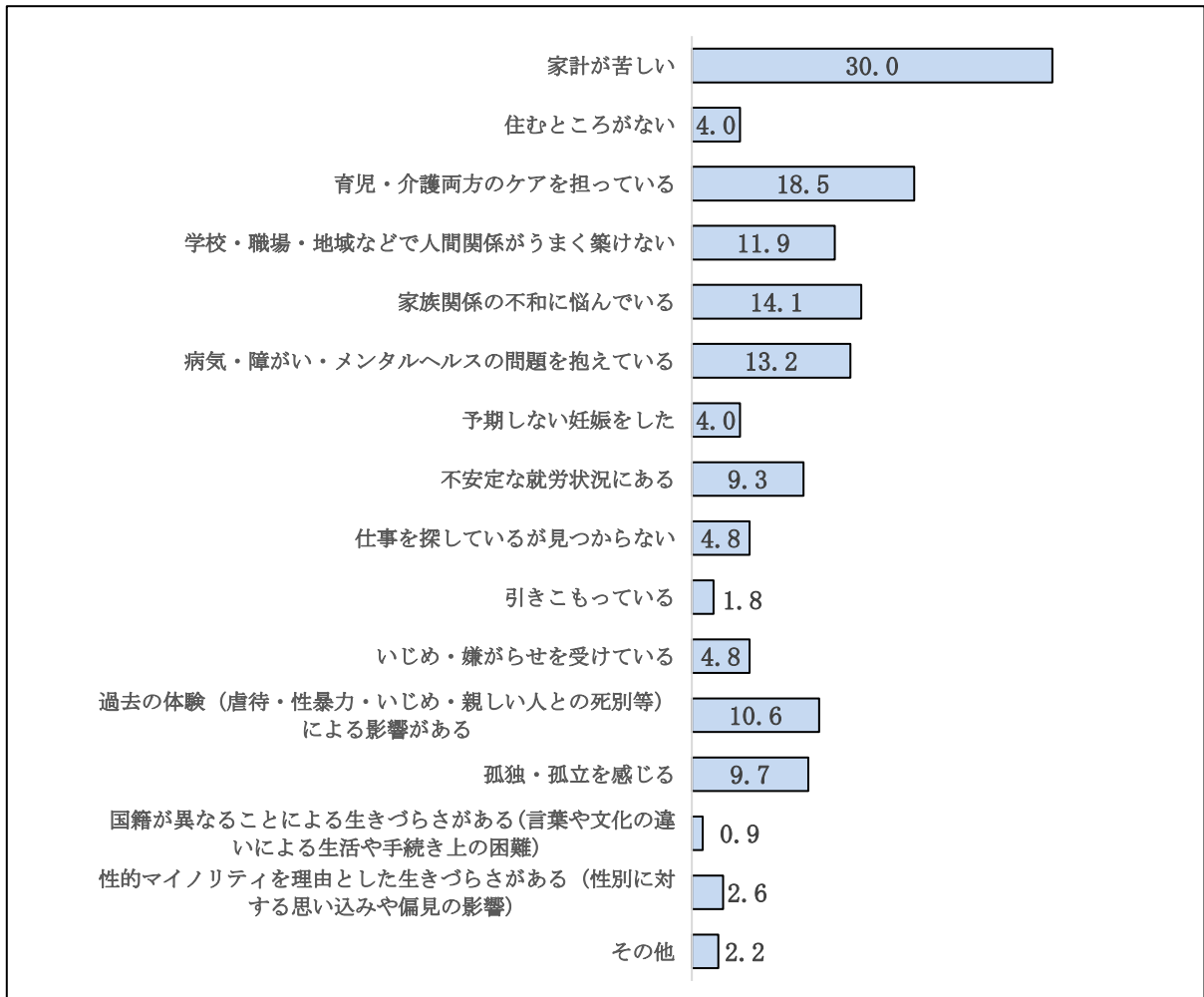
さらに、性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、心身ともに健康で暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。女性は妊娠、出産を経験する可能性があり、また、性別にかかわらず、ライフステージごとに心身の健康課題に直面します。生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、性差やライフステージに応じた健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが求められます。そのためには、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する正しい知識を身につけられるよう、意識啓発や情報提供等の支援を進めていく必要があります。

加えて、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人など、生活上の困難を抱える人が社会的に孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立った支援を行うとともに、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

■セクハラ、DV等の被害状況■



■女性自身が現在困っていること、過去に困ったこと■

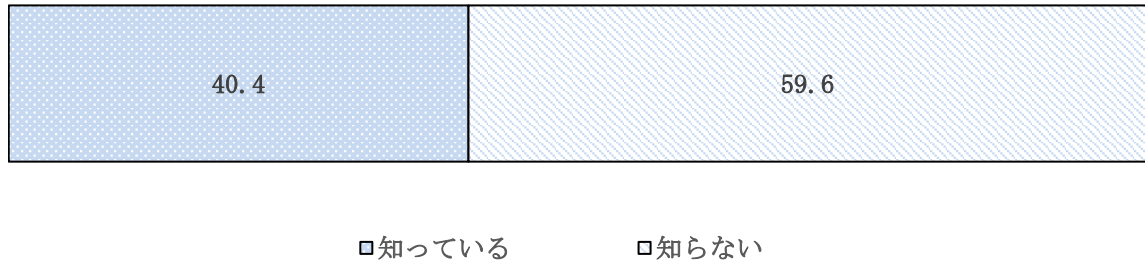


資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

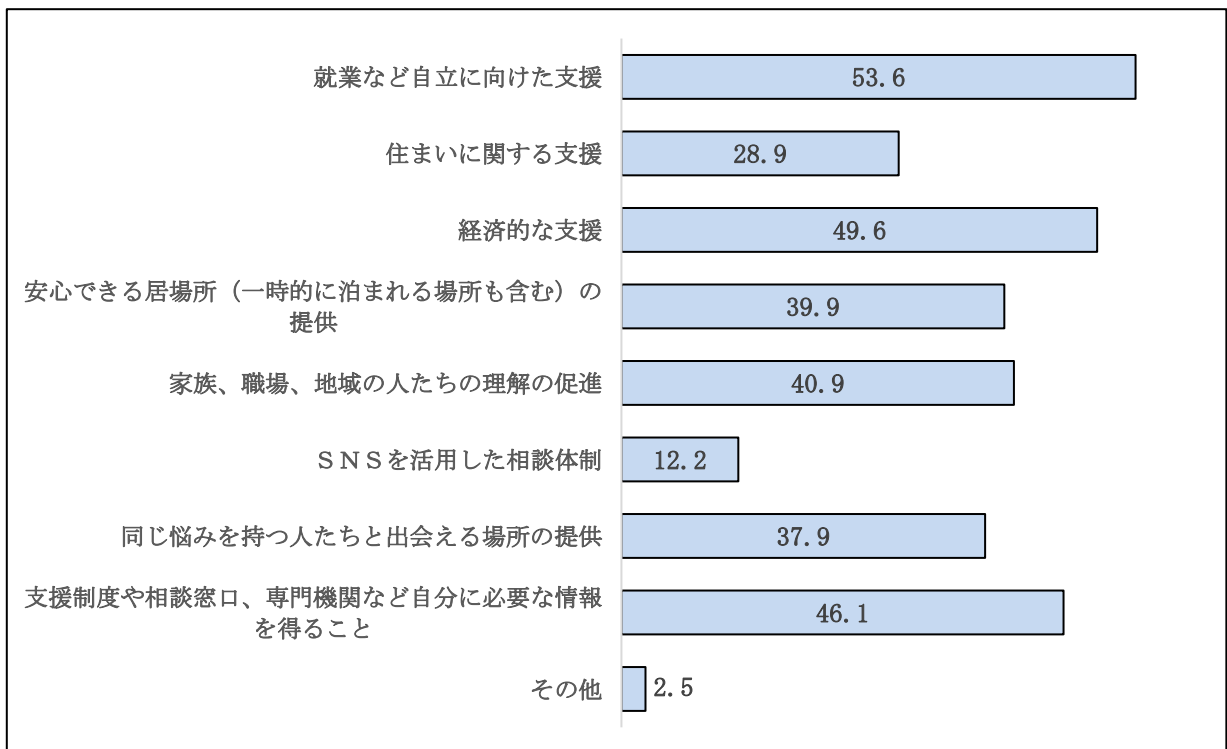
■女性の相談窓口の認知度■

女性の相談窓口を知っていますか。(1つでも知っていたら○)

※女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤル（#8008、#8891、#8778）など



■困難な問題を抱える女性のために必要だと思う支援■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 2 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
6	暴力防止の意識啓発と相談窓口の周知	あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、講演会や街頭活動などさまざまな機会を通じて意識啓発を行い、暴力が人権侵害であることの認識を広めます。あわせて、性別を問わず、広く相談窓口の周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加 ●市広報や市公式ウェブサイト、ケーブルテレビ等での情報提供 ●リーフレットや相談カードの設置 ●DV相談窓口の周知 ●全ての世代を対象としたDV・デートDV防止に関する周知・啓発 ●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進 ●市の「女性相談窓口」が男性でも相談できることや、県の男性DV相談窓口についての周知 	学校教育課 教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター
7	ハラスメント防止に関する意識啓発	さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう意識啓発に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメント防止対策の推進 ●ハラスメント相談窓口カードの配布 	教育総務課 子ども家庭支援課 人権センター 人事課

(2) 暴力の被害者に対する支援

	具体的施策	施策内容	所管課
8	被害者支援の充実	庁内関係課・関係機関との連携により、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供及び支援に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●ワンストップ・同行支援の実施 ●県、児童相談所、警察署など関係機関と連携した支援の実施 	子ども家庭支援課 関係各課

※ デートDV

恋人など交際相手からの暴力。身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

(3) 相談体制の充実

	具体的施策	施策内容	所管課
9	相談体制の充実	<p>性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、研修会や会議に参加することで相談担当者の資質の向上を図り相談事業の質を高めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各機関における相談体制の充実 ●県等関係機関が実施する研修への積極的な参加 ●男女共同参画の視点を持った研修の実施 	関係各課

(4) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援

	具体的施策	施策内容	所管課
10	困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の充実と相談窓口の周知	<p>困難な問題を抱える女性にとって最も身近な相談先として、相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるような体制づくりに努めます。また、困難な問題の解決や解消に向け、支援対象者に寄り添った相談支援体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談窓口の周知 ●ワンストップ・同行支援の実施 ●研修等への参加による相談担当者の資質向上 ●各機関における相談支援体制の充実 	子ども家庭支援課
11	関係機関等との連携強化	<p>複合的な困難を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、支援に関わる庁内関係課・関係機関との情報共有や連携強化に努めます。また、民間団体の協力による支援体制の整備を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援調整会議の設置 ●益田圏域困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議への参加 ●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実 ●女性相談庁内連絡会の開催 	子ども家庭支援課 人権センター

基本施策 3 生涯を通じた健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

	具体的施策	施策内容	所管課
1 2	発達段階に応じた適切な性教育の実施	<p>性と生殖に関して健康であることの重要性について正しい知識を身につけ、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持てるような教育を行います。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <p>●学習指導要領に基づいた学校における性教育の実施</p>	学校教育課
1 3	性差に応じた健康支援	<p>性差に応じた健康保持を支援するための取組を推進します。適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <p>●健康相談、健康教育の実施</p> <p>●健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ</p>	健康増進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	具体的施策	施策内容	所管課
14	子どもと妊産婦の健康支援	<p>妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実 ●妊婦・産婦健診に対する費用の助成 ●妊婦とその家族を対象にした事業の実施 ●乳児家庭全戸訪問事業の実施 	子ども家庭支援課 子育て支援センター

基本施策4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	具体的施策	施策内容	所管課
15	相談体制の充実	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る ●事例検討に、男女共同参画の視点を持つ 	高齢者福祉課 子ども家庭支援課 障がい者福祉課 人権センター 総合支援課 福祉総務課
16	自立のための支援	<p>ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当の支給 ●高等職業訓練促進給付金の支給 ●自立支援教育訓練給付金の支給 ●母子・父子自立支援プログラムの策定 	子ども福祉課
17	関係機関との連携	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携を図り、状況に応じた対応を行う 	全課
18	外国人保護者に対する支援	<p>言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て家族の交流の場の提供 	子育て支援センター

(2) 福祉サービスの充実

	具体的施策	施策内容	所管課
19	高齢者福祉サービスの充実	<p>認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、市公式ウェブサイト掲載等による情報提供 ●介護保険サービスの充実 ●介護保険以外の事業の実施 	高齢者福祉課
20	障がい（障がい児）福祉サービスの充実	<p>障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい（障がい児）福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者福祉ガイド、市公式ウェブサイト等による情報提供 ●障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービスの充実 ●ユニバーサルデザインの推進 	障がい者福祉課

※ ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず、あらゆる分野の政策・方針決定過程に誰もが対等に参画し、多様な視点を反映させていくことが必要です。

本市では、審議会等への女性の参画率 40%、女性が委員として参加している審議会等の比率 100%を目標に掲げ、取組を進めてきました。しかしながら、令和 7（2025）年 4 月現在、審議会等への女性の参画率は 32.1%、女性が委員として参加している審議会等の比率は 92.3%となっており、いずれも目標を達成できていない状況です。

意識調査では、市の政策への女性の意見の反映度について、概ね半数が「反映されている」と回答しています。一方で「もっと女性の意見を反映させるべき」との設問には、男女ともに 7 割以上が「そう思う」「ややそう思う」と回答しており、市の政策への女性の参画をさらに進めることが求められています。

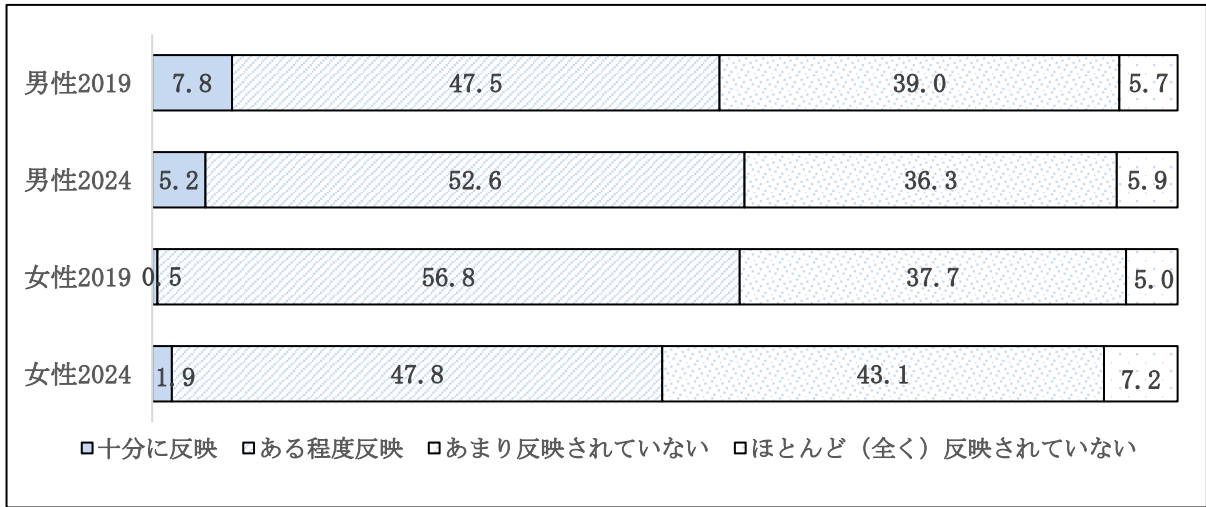
また、誰もがやりがいや充実感を持って働き、多様な生き方を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が欠かせません。意識調査では、理想のワーク・ライフ・バランスを実現できていると回答した人の割合は、男性 69.7%（前回 60.4%）、女性 61.5%（前回 57.8%）で、男女ともに前回より増加しました。一方で、理想とする活動の比率については、男性は「仕事」43.5%、女性は「家庭」39.3%が最も高く、男女差がみられました。

さらに、自分が住んでいる地域について「女性がいきいきと活躍している」と回答した人は 46.6%であった一方、女性を取り巻く偏見や固定的な社会通念、習慣、しきたりがあると答えた人の割合は 45.9%（前回 45.6%）にのびりました。こうした地域社会に根づく性別による固定的な通念や慣習を見直すことが、女性の社会参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて重要です。

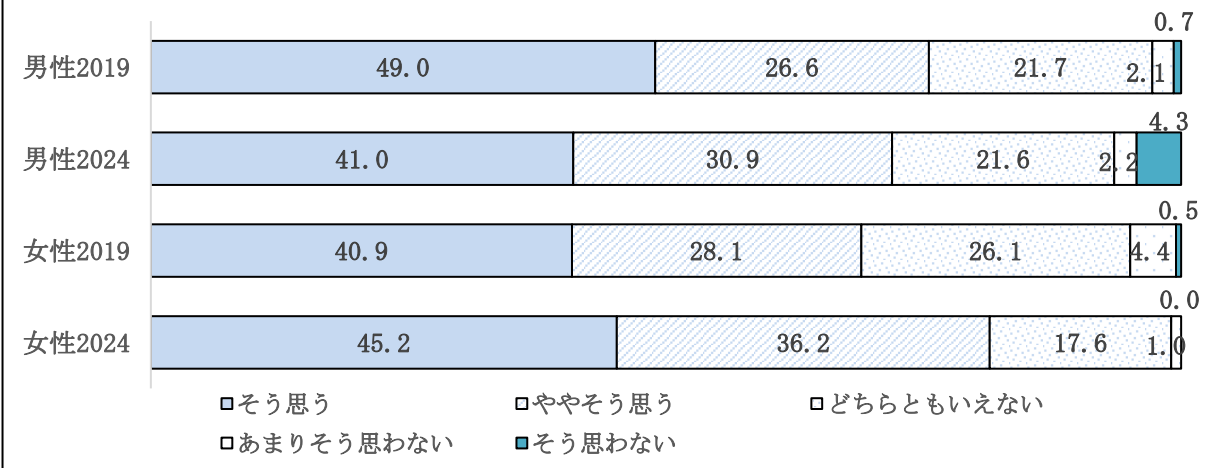
※ ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

■市政策への女性の意見反映度■

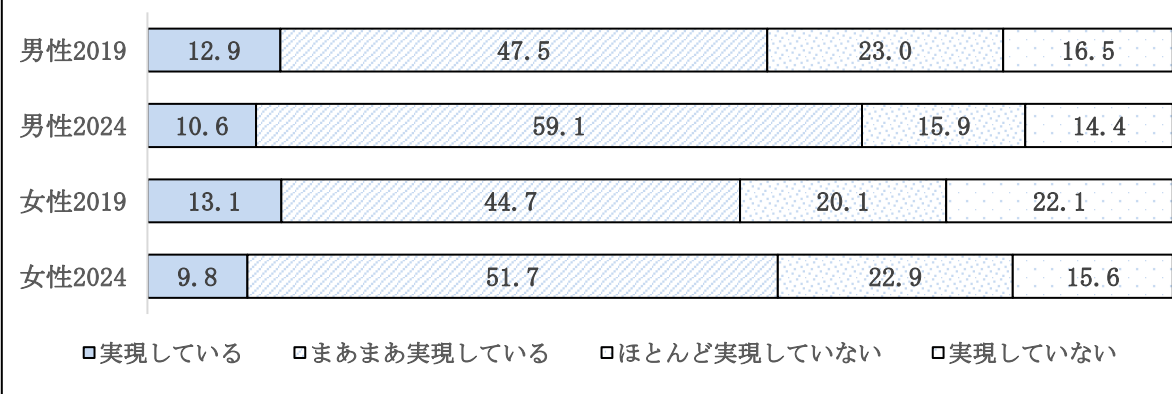


市の政策に女性の意見や考え方をもっと反映させるべきか



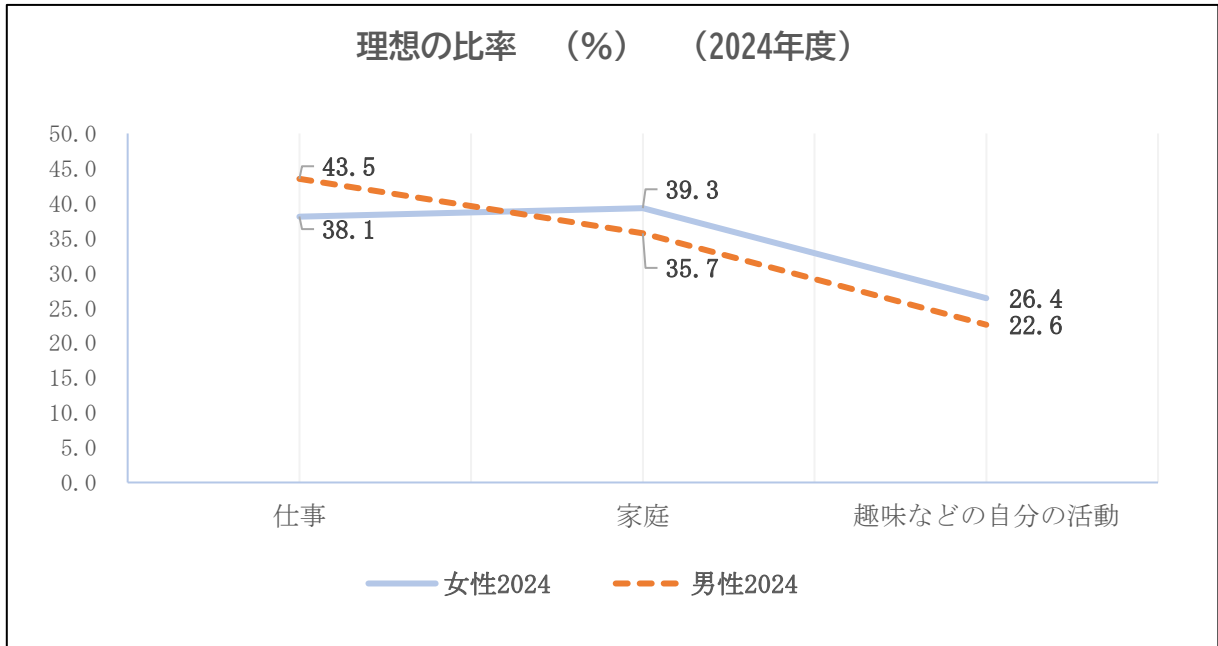
■ワーク・ライフ・バランス■

理想のバランスは実現しているか

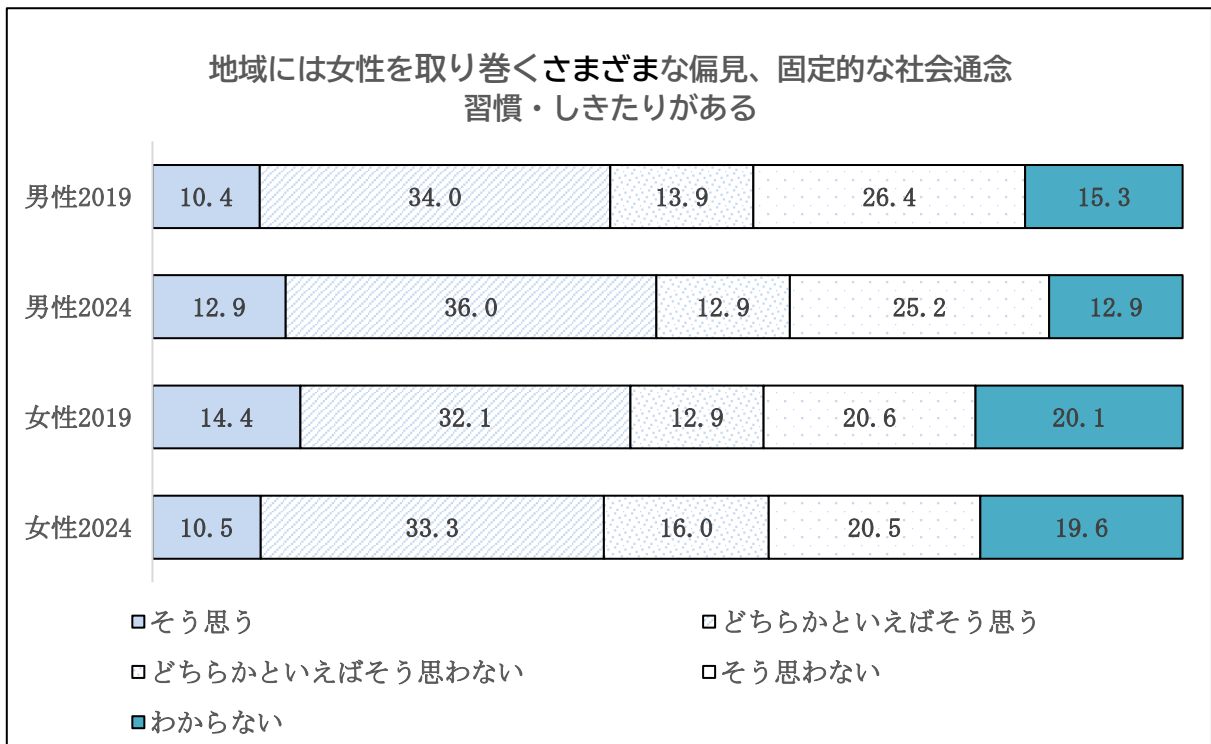


資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

■ワーク・ライフ・バランスの理想の比率■



■女性の社会参画■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
21	審議会等への女性の積極的登用	審議会等への女性参画率の目標を 40%として、積極的に女性の参画を拡大します。 ●女性参画率向上に向けた取組 ●女性委員「ゼロ」をなくすための取組	全課

(2) 庁内における女性の積極的登用

	具体的施策	施策内容	所管課
22	男女平等の視点に立った管理職等への登用	性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進します。 ●職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成 ●役職登用者へのフォローの実施	人事課
23	市職員研修の実施	人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。 ●人権・同和教育研修を必須とし、参加しやすい職場環境を整えます	人事課

(3) 地域における男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
24	地域における女性の参画拡大	地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。 ●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大 ●公民館運営委員会への女性の参画拡大	地域振興課 ひとづくり推進課
25	農林漁業団体への女性の参画拡大	農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。 ●女性グループ活動の支援	農林水産課

基本施策 6 女性の活躍推進

(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
26	職場における女性の活躍支援	<p>職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進に関する制度や研修等の周知 	産業支援センター 人権センター
27	働きやすい職場環境づくりへの支援	<p>ワーク・ライフ・バランスをはじめ、子育て・介護等と仕事の両立など、安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護休業制度の周知 ●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供 ●まずだ子育て応援宣言企業登録制度の周知、登録企業の拡大 ●子育て等を応援する職場環境の整備 	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター 人事課

(2) 多様な働き方への支援

	具体的施策	施策内容	所管課
28	就労支援のための情報提供	<p>関係機関と連携し、女性の就労支援のための情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市広報や市公式ウェブサイトを活用した各種イベントの周知 	産業支援センター
29	起業への支援	<p>起業をめざす人に対する支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施 	産業支援センター

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

<現状と課題>

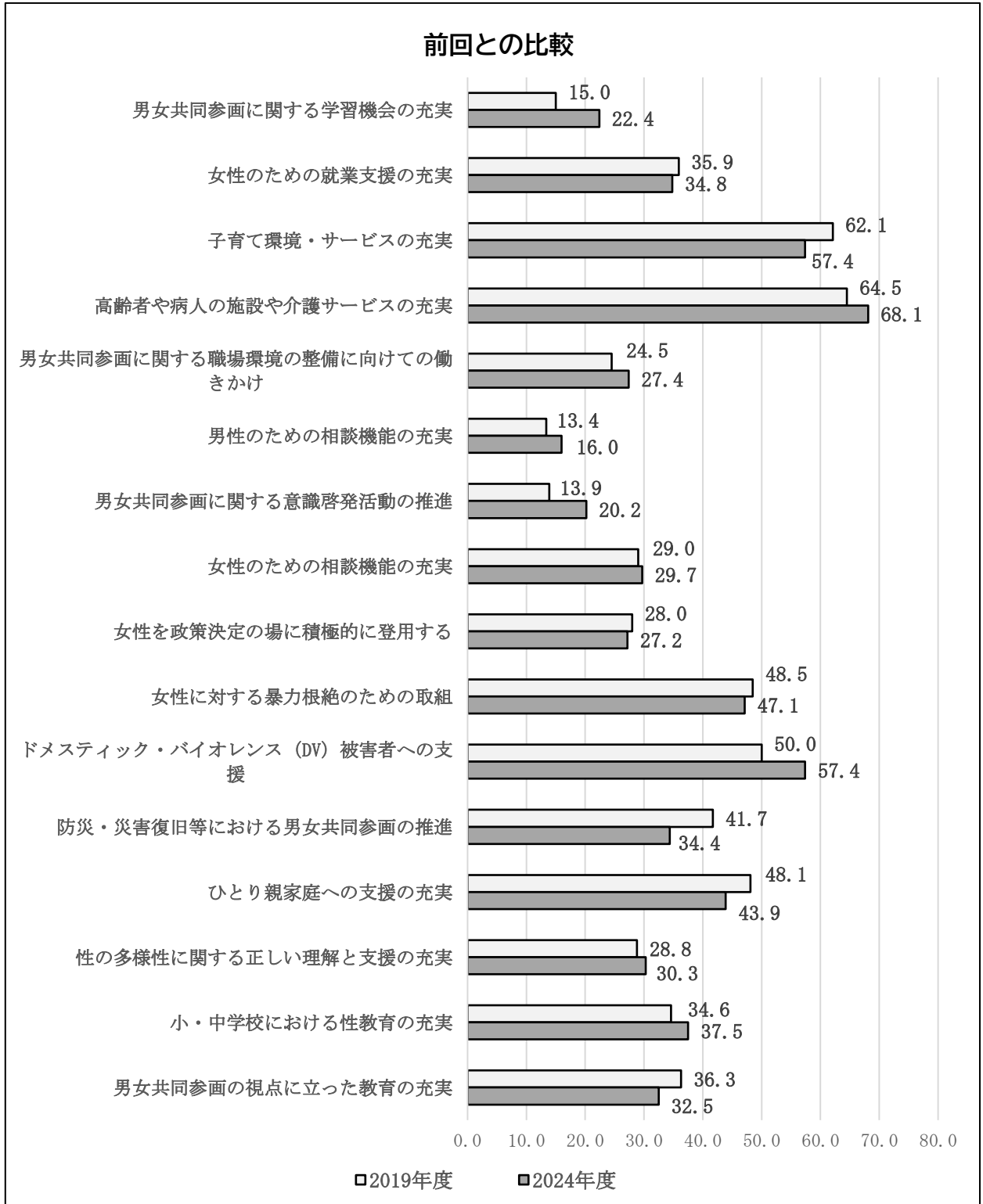
意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて優先的に取り組むべき課題を尋ねたところ、回答の多い順に「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」(68.1%)、「子育て環境・サービスの充実」(57.4%)、「DV被害者への支援」(57.4%)となっており、前回と同様に、身近でかつ喫緊の課題が上位を占めました。

前回と比較すると、「男女共同参画に関する学習機会の充実」22.4%(前回15.0%)、「DV被害者への支援」57.4%(前回50.0%)、「男女共同参画に関する意識啓発活動の推進」20.2%(前回13.9%)はいずれも回答した人の割合が増えており、学習機会や意識啓発、被害者支援の充実が求められています。

誰もが自分らしいライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会を実現するためには、制度や慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育てや介護などの支援基盤を整備することが必要です。

また、災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人が特に影響を受けやすいことが指摘されています。そのため、防災対策については、検討段階から多様な声を反映させ、さまざまな立場の人にきめ細かく対応できる体制を整えることが重要です。防災分野においても、男女共同参画の視点を取り入れ、事前の備えや避難所運営などの取組を進めていきます。

■益田市として優先的に取り組むべき課題■



資料：令和6年男女共同参画に関する市民意識調査

基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

(1) 子育て支援の充実

	具体的施策	施策内容	所管課
30	保育サービス、家庭支援の充実	<p>様々な生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所・幼稚園における保育サービスの充実 ●特別保育サービスの実施 ●ファミリー・サポート・センター事業の実施 ●子育て短期支援事業の実施 	子ども家庭支援課 子育て支援センター 子ども福祉課
31	放課後児童の居場所の確保	<p>小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの実施 ●放課後子ども教室の実施 	子ども福祉課 ひとづくり推進課
32	交流機会や相談の場の提供	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター事業の実施 ●子育てサロンの支援 	子育て支援センター

(2) 介護支援の充実

	具体的施策	施策内容	所管課
33	介護者への支援	<p>介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。</p> <p>高齢者等を介護している家族に対し、懇談会を開催するなど精神的ストレスや不安感の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの充実 ●介護保険サービス以外の事業の実施 ●障がい者短期入所、日中一時支援の実施 	高齢者福祉課 障がい者福祉課

基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

	具体的施策	施策内容	所管課
34	防災対策に関する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。 ●防災に関する研修会等の実施	危機管理課 人権センター
35	自主防災組織等への女性の参画促進と環境整備	災害に備え地域で組織する自主防災組織や消防団において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進し、活動しやすい環境整備に努めます。 ●自主防災組織や消防団への女性の参画促進と環境整備を図る	危機管理課
36	男女共同参画の視点に立った避難所運営	性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。 ●女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う	危機管理課

第3部

計画の推進

1. 推進体制

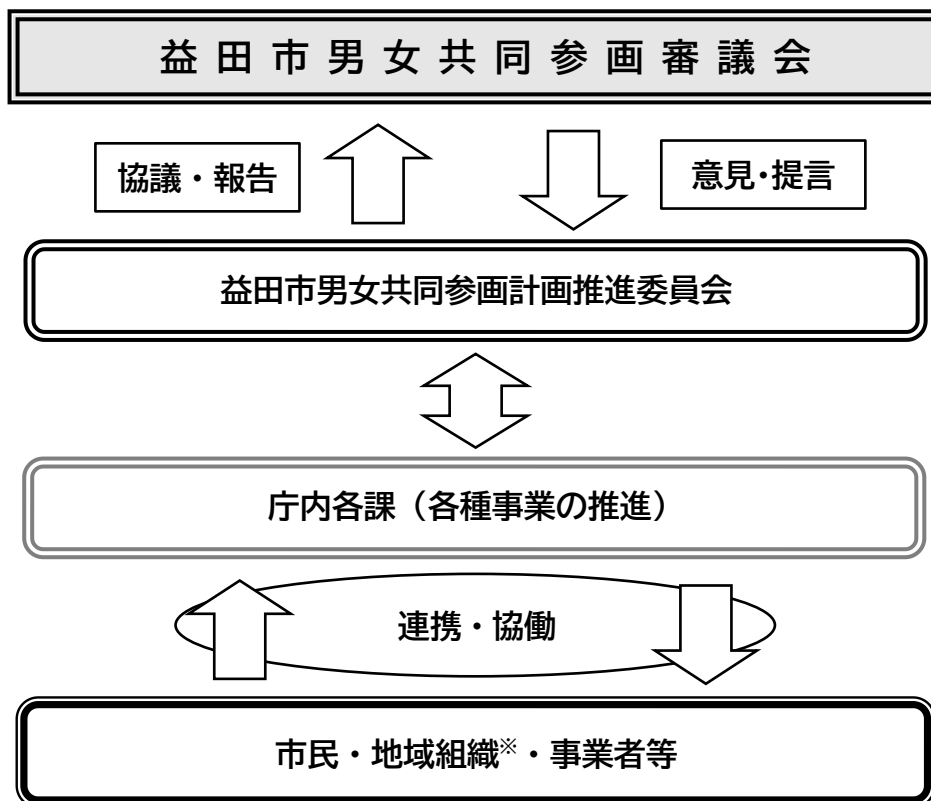
男女共同参画社会を実現するためには、各部署の業務を通じて、男女共同参画の視点を持ち、計画的に推進することが重要です。政策立案に携わる各関係課長で構成する益田市男女共同参画計画推進委員会を中心に、各部署と連携し一体となって取り組みます。

計画の推進にあたっては、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者から構成する益田市男女共同参画審議会において、年次ごとの計画、進捗状況等について審議を行い、審議会の意見を反映しながら男女共同参画施策の推進を図ります。

2. 市民、地域組織、事業者等との連携・協働

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や地域組織、事業者等が男女共同参画について理解を深め、それぞれが主体的に取り組んでいくことが大切です。市民、地域組織、事業者等と連携・協働しながら、男女共同参画の推進を図ります。

また、5年ごと及び必要に応じて、市民への意識調査を行い、実態を把握し市民の意見を取り入れながら進めていきます。



※地域組織とは、地域自治組織、自治会、NPO 法人など地域のさまざまな組織をいう。

3. 数値目標の設定

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)	参考
I	1	益田市男女共同参画推進条例の認知度 (「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)	48.8%	80%	市民意識調査
		益田市男女共同参画計画の認知度 (「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)	50.6%	80%	市民意識調査
		固定的性別役割分担意識にとられない人の割合 ※1	77.6%	80%	市民意識調査
		学校教育の場における、男女の地位の平等意識度 (学校教育の場において男女が「平等」と答えた人の割合)	62.5%	70%	市民意識調査
II	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の認知度 (「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)	82.8%	100%	市民意識調査
		DVの相談窓口の認知度 (ドメスティック・バイオレンスに関する窓口を「知っている」と答えた人の割合)	53.4%	70%	市民意識調査
		女性の相談窓口の認知度 (女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤル など)	40.4%	50%	市民意識調査
	3	全体計画に基づく組織的な性に関する指導の実施状況	100%	100%	県教育庁保健体育課調査
		1年間の地域や職場での健康に関する学習の場への参加状況	18.2%	20%	健康づくりに関するアンケート調査
	4	主観的幸福感の高い高齢者の割合 ※2	43.9% (R4)	50%	介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
III	5	審議会等への女性の参画率	32.1%	40%	国、県調査審議会等女性の参画率
		女性が委員として参加している審議会等の比率	92.3%	100%	国、県調査審議会等女性の参画率
		市の施策への女性の意見反映度 (「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合)	52.9%	80%	市民意識調査
		家族経営協定数	37件	42件	協定数

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R7)	目標値 (R12)	参考
	6	ワーク・ライフ・バランスの認知度 (「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合)	71.6%	80%	市民意識調査
		益田鹿足雇用推進協議会等事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行う	年1回	年3回	情報提供回数
	7	ファミリー・サポート・センター事業会員登録者数(依頼・提供)	241人	250人	登録者数
		放課後児童クラブ数	18施設	18施設	クラブ数
IV	8	自主防災組織への女性の参画	70組織	80組織	組織数

※1 意識調査において「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。

※2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において「あなたは現在どの程度幸せですか」を0～10点の11段階で回答した人のうち、8～10点をつけた人の割合。

4. 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市男女共同参画審議会において評価するとともに、益田市男女共同参画計画推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じます。

評価結果については市公式ウェブサイト等を通じて公表します。

【資料編】

- 男女共同参画に関する意識調査結果について
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 益田市男女共同参画推進条例
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿
- 相談窓口等

男女共同参画に関する意識調査結果について

1 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や生活実態、要望を把握し、次期策定の「第5次益田市男女共同参画計画」の基礎資料にするとともに、調査結果を参考に今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策に一層の充実を図る。

2 調査の対象及び抽出方法

益田市住民基本台帳から無作為抽出した満18歳以上の1,000人

3 調査の方法と実施時期

郵送配付・郵送回収及びしまね電子申請サービスによる調査

令和6年12月4日(水) 調査票発送

4 調査内容

性別役割、女性の社会参画、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男女の人権、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の重要課題など、全20問のアンケート調査。

5 回答結果

回答数 401人(郵送 369人、しまね電子申請サービス 32人)

回答率 40.1%

有効回答数 401人(男性 143人、女性 227人、無回答 31人)

6 回答者の基本属性

①性別

性別	人数	割合
女性	227	56.6
男性	143	35.7
無回答	31	7.7
総計	401	100.0

②年齢

年齢	総計	割合	年齢	総計	割合
18-19	4	1.0	60-69	82	20.4
20-29	15	3.7	70-79	100	24.9
30-39	20	5.0	80-	56	14.0
40-49	45	11.2	無回答	15	3.7
50-59	64	16.0	総計	401	100.0

③世帯構成

世帯構成	総計	割合	世帯構成	総計	割合
单身	52	13.0	その他	8	2.0
夫婦のみ	154	38.4	無回答	23	5.7
親子二世代	142	35.4	総計	401	100.0
三世代以上	22	5.5			

④居住地区

地区	総計	割合	地区	総計	割合	地区	総計	割合
益田	116	28.9	真砂	4	1.0	二川	1	0.2
吉田	63	15.7	西益田	33	8.2	匹見上	7	1.7
高津	51	12.7	二条	4	1.0	匹見下	3	0.7
安田	22	5.5	美濃	3	0.7	道川	2	0.5
鎌手	14	3.5	小野	9	2.2	無回答	25	6.2
種	1	0.2	中西	14	3.5	総計	401	100.0
北仙道	4	1.0	東仙道	8	2.0			
豊川	9	2.2	都茂	8	2.0			

⑤居住年数

居住年数	総計	割合
1年未満	3	0.7
1～5	17	4.2
5～10	15	3.7
10～20	41	10.2
20～	305	76.1
無回答	20	5.0
総計	401	100.0

⑥就労形態

	総計	割合	女性	男性
無職・学生・家事専業	137	34.2	37.0	29.4
常勤	119	29.7	25.1	40.6
パート・アルバイト	62	15.5	22.5	7.7
任期付き契約社員・派遣社員	12	3.0	4.0	2.1
自営・フリーランス	35	8.7	7.0	12.6
その他	9	2.2	1.8	3.5
無回答	27	6.7	2.6	4.2
総計	401	100.0	100.0	100.0

■男女の役割などについて

問1 次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(〇はそれぞれ1つずつ)

	男性が 優遇	やや 男性が 優遇	平 等	やや 女性が 優遇	女性が 優遇
(1) 家庭生活で	1	2	3	4	5
(2) 職場で	1	2	3	4	5
(3) 地域活動で	1	2	3	4	5
(4) 学校教育の場で	1	2	3	4	5
(5) 政治の場で	1	2	3	4	5
(6) 法律や制度上で	1	2	3	4	5
(7) 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5
(8) 社会全体で	1	2	3	4	5

問2 次にあげることがらについて、どう思いますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	そう 思う	そう 思う どちらか といえは	どちらか といえは そう 思わない	そう 思わない
(1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである	1	2	3	4
(2) 自治会などの団体の代表は、男性の方がうまくいく	1	2	3	4
(3) 女性には細かな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ	1	2	3	4
(4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う	1	2	3	4
(5) 世帯主に男性になるのは当然だと思う	1	2	3	4
(6) 家事は女性の方が向いていると思う	1	2	3	4
(7) 介護は女性の方が向いていると思う	1	2	3	4
(8) 男女ともに、経済的に自立することが望ましい	1	2	3	4
(9) 職場の上司は、女性よりも男性の方がよいと思う	1	2	3	4

■女性の社会参画について

問3 市の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。(〇は1つ)

- 1 十分に反映されている 2 ある程度反映されている
3 あまり反映されていない 4 ほとんど(全く)反映されていない

問4 市の政策に、女性の意見や考え方をもっと反映させるべきだと思いますか。(〇は1つ)

- 1 そう思う 2 ややそう思う
3 どちらともいえない 4 あまりそう思わない
5 そう思わない

問5 あなたがお住まいの地域についておたずねします。それぞれについて、当てはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
(1) 女性が、地域でいきいきと活躍している	1	2	3	4	5
(2) 地域には、女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりがある	1	2	3	4	5
(3) 自治会は、いつも男性が仕切っている	1	2	3	4	5

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問6 「仕事」と「家庭」と「趣味など自分自身のための活動」の3つの間のバランスとして、現在あなたはどんな理想をお持ちですか。また、それは実現していますか。

(1) 理想とするそれぞれの比率について、数字をご記入ください(合計が100パーセントになるようにしてください)。

仕事 → ()パーセント
家庭 → ()パーセント
趣味など自分自身のための活動 → ()パーセント

100 パーセント

(2) 上記で答えたバランスは、実現していますか。(〇は1つ)

- 1 実現している 2 まあまあ実現している
3 ほとんど実現していない 4 実現していない

問7 あなたが平日家庭で過ごす時間は平均何時間ですか（睡眠時間含む）。

約（ ）時間

問8 家族の中で次のような仕事は主に男女のどちらが担当していますか。（〇はそれぞれ1つずつ）

	る主に女性がする	男女が共にしている	る主に男性がする	該当する仕事がない
(1) 食事のしたく	1	2	3	4
(2) 食事のかたづけ	1	2	3	4
(3) 掃除	1	2	3	4
(4) 子どもの世話	1	2	3	4
(5) 介護の必要な高齢者・病人の世話	1	2	3	4
(6) 家庭における重大な事柄の決定	1	2	3	4
(7) 地域活動への参加(自治会・PTAなど)	1	2	3	4

■男女の人権について

問9 あなたは、これまで、以下の(1)～(6)について経験したことがありますか。それぞれ当てはまる番号1つずつに〇をつけてください。

	何度もある	ある程度ある	ない
(1) セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある (性的嫌がらせ：相手の意思に反して行われる性的な言動)	1	2	3
(2) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から身体的暴力を受けたことがある (なぐる、ける、つきとばす、物を投げつけるなど身体に対する暴力)	1	2	3
(3) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から精神的暴力を受けたことがある (人格を否定するような暴言、メール、交友関係の監視、無視、脅迫など)	1	2	3
(4) 配偶者（事実婚を含む）や交際相手から性的暴力を受けたことがある (嫌がっているのに性的な行為を強要される、避妊に協力しないなど)	1	2	3
(5) ご自身やパートナーが、妊娠・出産・育児休業等が理由で、職場で嫌がらせを受けたことがある	1	2	3
(6) 「男だから」「女だから」といった理由で、差別を受けたことがある	1	2	3

■男女共同参画について

問 18 男女共同参画社会の実現に向け、市として、優先的に取り組むべき課題は何だと思えますか。

(〇はそれぞれ1つずつ)

	優先的に 取り組むべき	できれば取り 組むべき	急いで取り組む 必要はない	取り組む 必要はない
(1) 男女共同参画に関する学習機会の充実	1	2	3	4
(2) 女性のための就業支援の充実	1	2	3	4
(3) 子育て環境・サービスの充実	1	2	3	4
(4) 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実	1	2	3	4
(5) 男女共同参画に関する職場環境の整備に向けての働きかけ	1	2	3	4
(6) 男性のための相談機能の充実	1	2	3	4
(7) 男女共同参画に関する意識啓発活動の推進	1	2	3	4
(8) 女性のための相談機能の充実	1	2	3	4
(9) 女性を政策決定の場に積極的に登用する	1	2	3	4
(10) 女性に対する暴力根絶のための取組	1	2	3	4
(11) ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害者への支援	1	2	3	4
(12) 防災・災害復旧等における男女共同参画の推進	1	2	3	4
(13) ひとり親家庭への支援の充実	1	2	3	4
(14) 性の多様性に関する正しい理解と支援の充実	1	2	3	4
(15) 小・中学校における性教育の充実	1	2	3	4
(16) 男女共同参画の視点にたった学校教育の充実	1	2	3	4

問 19 次のような言葉やことがらについて知っていますか。(〇はそれぞれ1つずつ)

	概要を 知っている	言葉を聞いた ことはある	知らない
(1) ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)	1	2	3
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
(3) 益田市男女共同参画推進条例	1	2	3

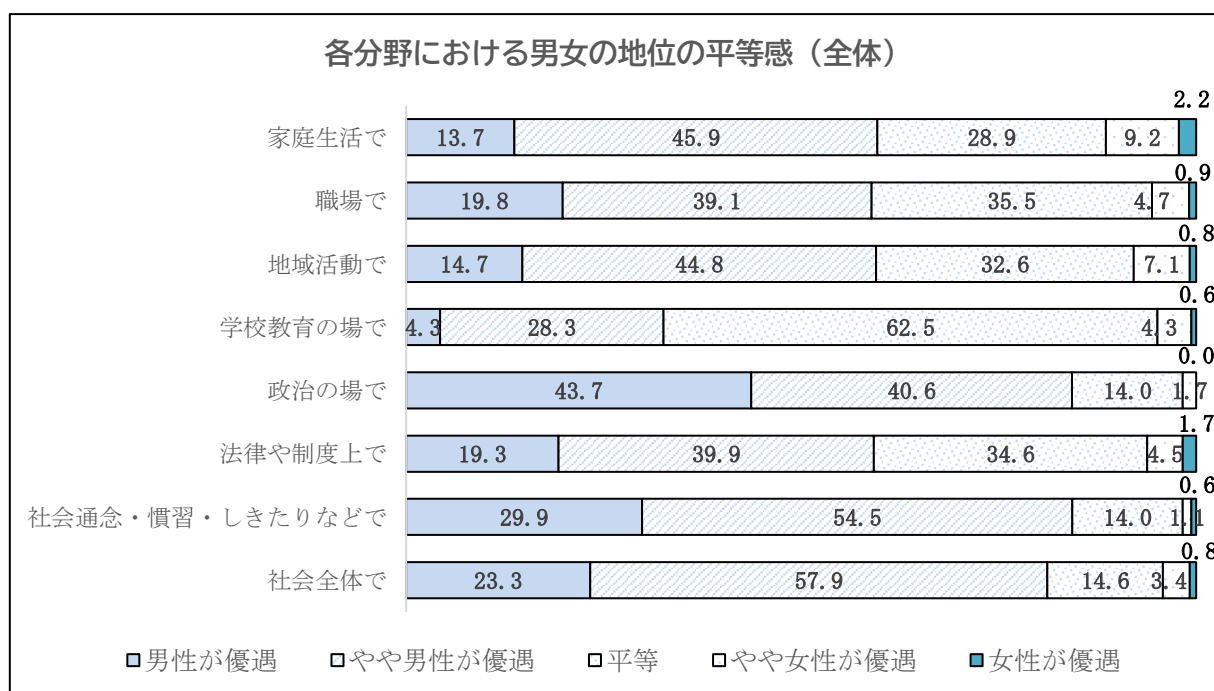
(4) 益田市男女共同参画計画	1	2	3
(5) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3
(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
(7) デートDV(交際相手からの暴力)	1	2	3
(8) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	1	2	3
(9) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	1	2	3
(10) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)	1	2	3

■あなたやご家族のことについて

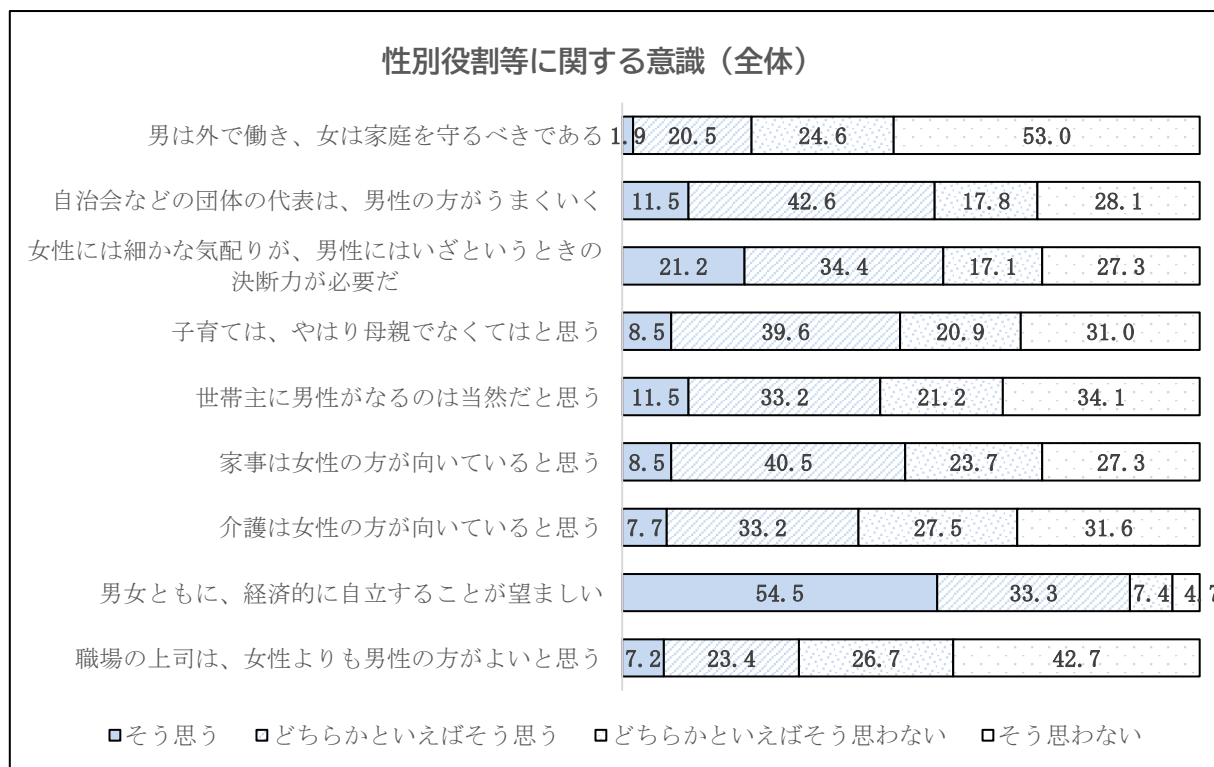
問 20 あなたご自身やご家族のことについて、それぞれ当てはまる番号に○をしてください。

あなたの性別	1 女性	2 男性	3 無回答	
あなたの年齢	1 18～19歳	2 20～29歳	3 30～39歳	
	4 40～49歳	5 50～59歳	6 60～69歳	
	7 70～79歳	8 80歳以上		
あなたの世帯	1 単身世帯	2 夫婦のみ世帯	3 親子二世帯世帯	
	4 三世帯以上の世帯	5 その他()		
あなたのお住まいの地区	1 益田	2 吉田	3 高津	4 安田
	5 鎌手	6 種	7 北仙道	8 豊川
	9 真砂	10 西益田	11 二条	12 美濃
	13 小野	14 中西	15 東仙道	16 都茂
	17 二川	18 匹見上	19 匹見下	20 道川
あなたの益田市での居住年数	1 1年未満	2 1年以上5年未満		
	3 5年以上10年未満	4 10年以上20年未満		
	5 20年以上			
あなたの就労形態	1 無職	2 学生	3 家事専業	4 常勤
	5 パート・アルバイト	6 任期付き契約社員・派遣社員		
	7 自営・フリーランス	8 その他()		

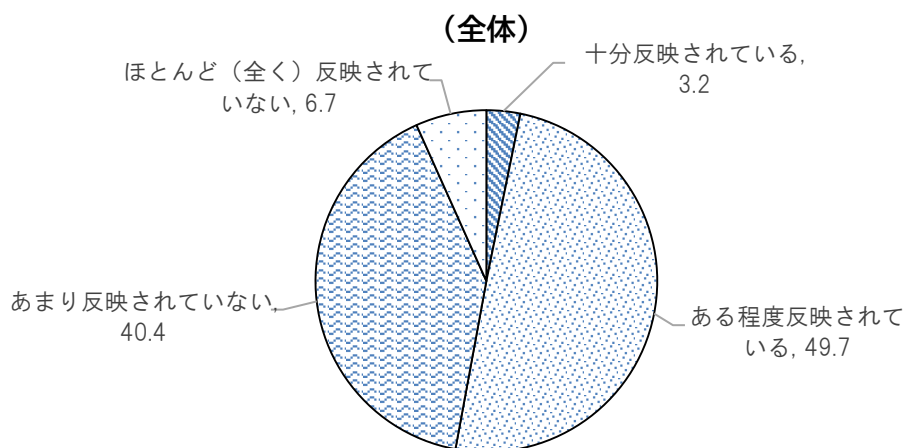
【問1】 次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



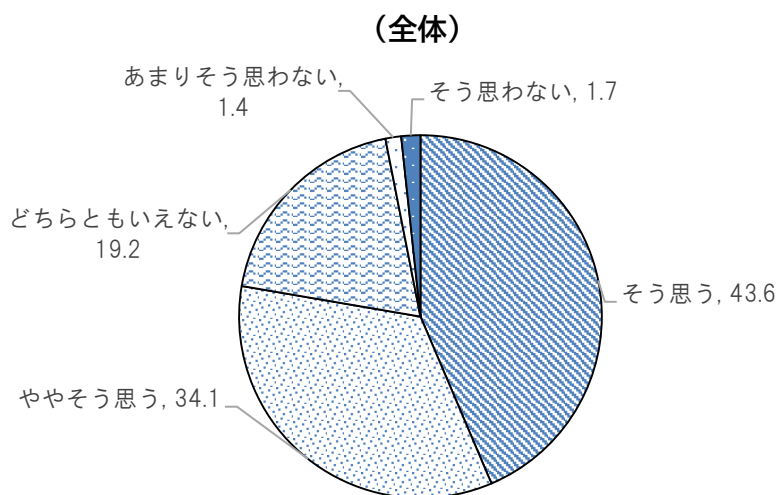
【問2】 次にあげることがらについて、どう思いますか。



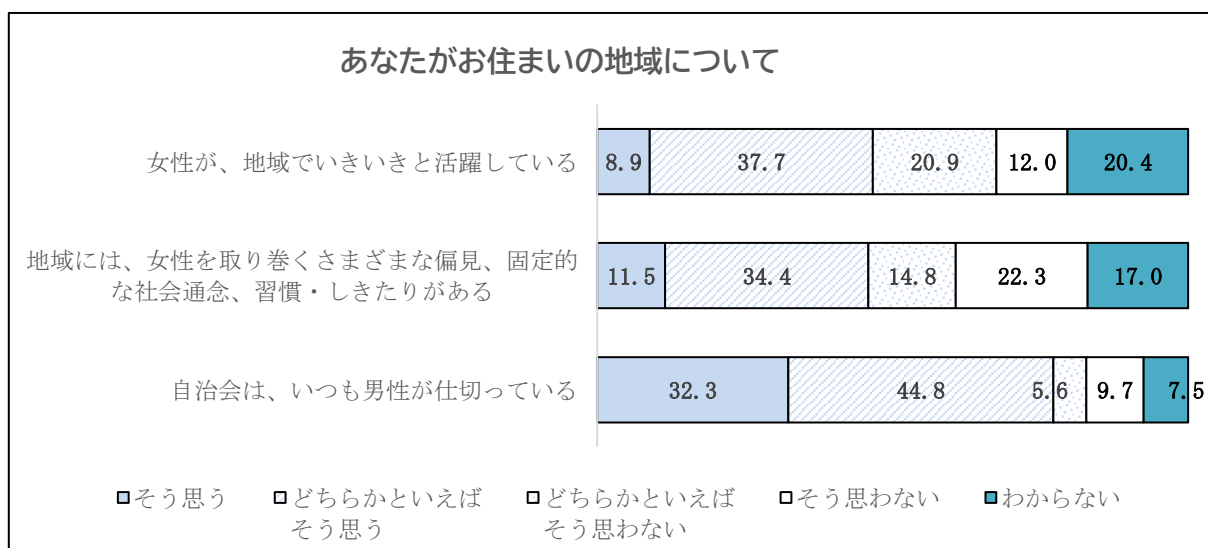
【問3】市の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。



【問4】市の政策に、女性の意見や考え方をもっと反映させるべきだと思いますか。

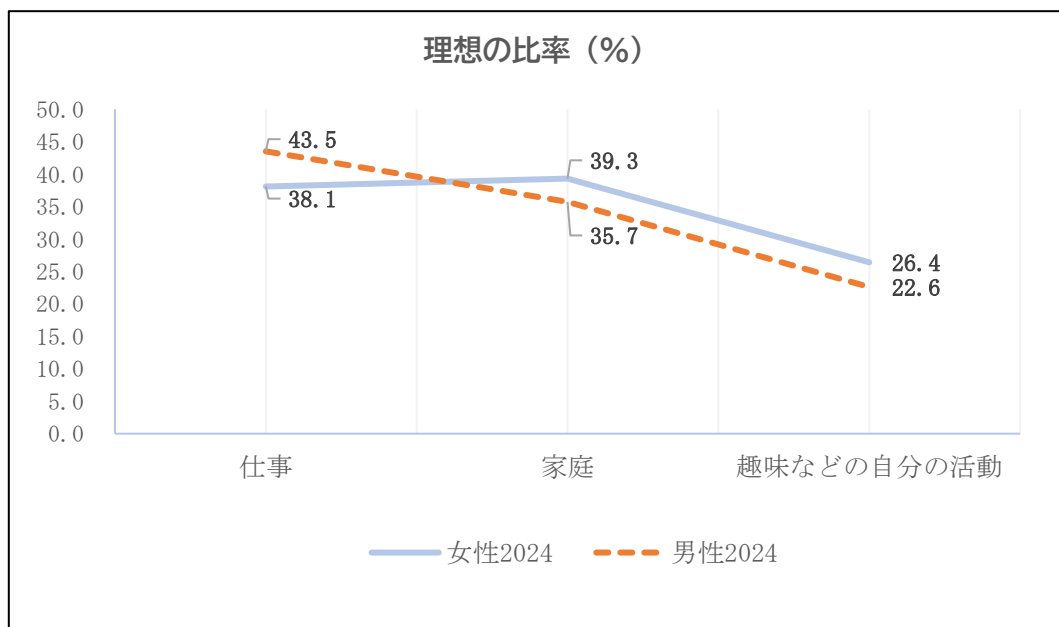


【問5】あなたがお住まいの地域についておたずねします。それぞれについて、どう思いますか。

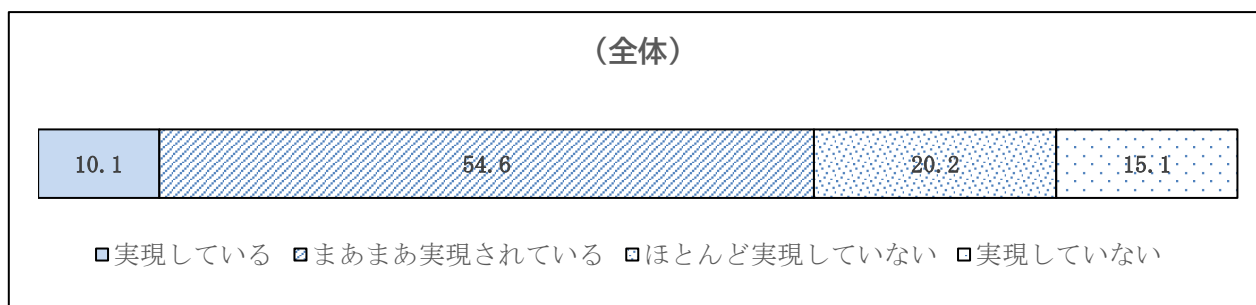


【問6】「仕事」と「家庭」と「趣味など自分自身のための活動」の3つの間のバランスとして、
現在あなたはどんな理想をお持ちですか。また、それは実現していますか。

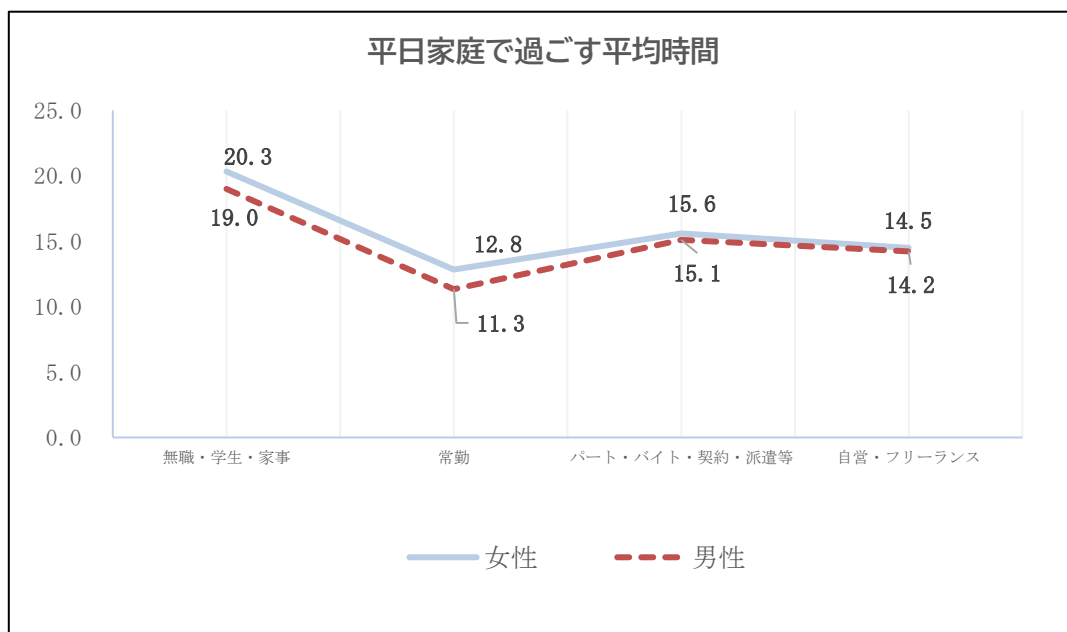
(1) 理想とするそれぞれの比率について、数字をご記入ください（合計が100パーセントになるようにしてください）



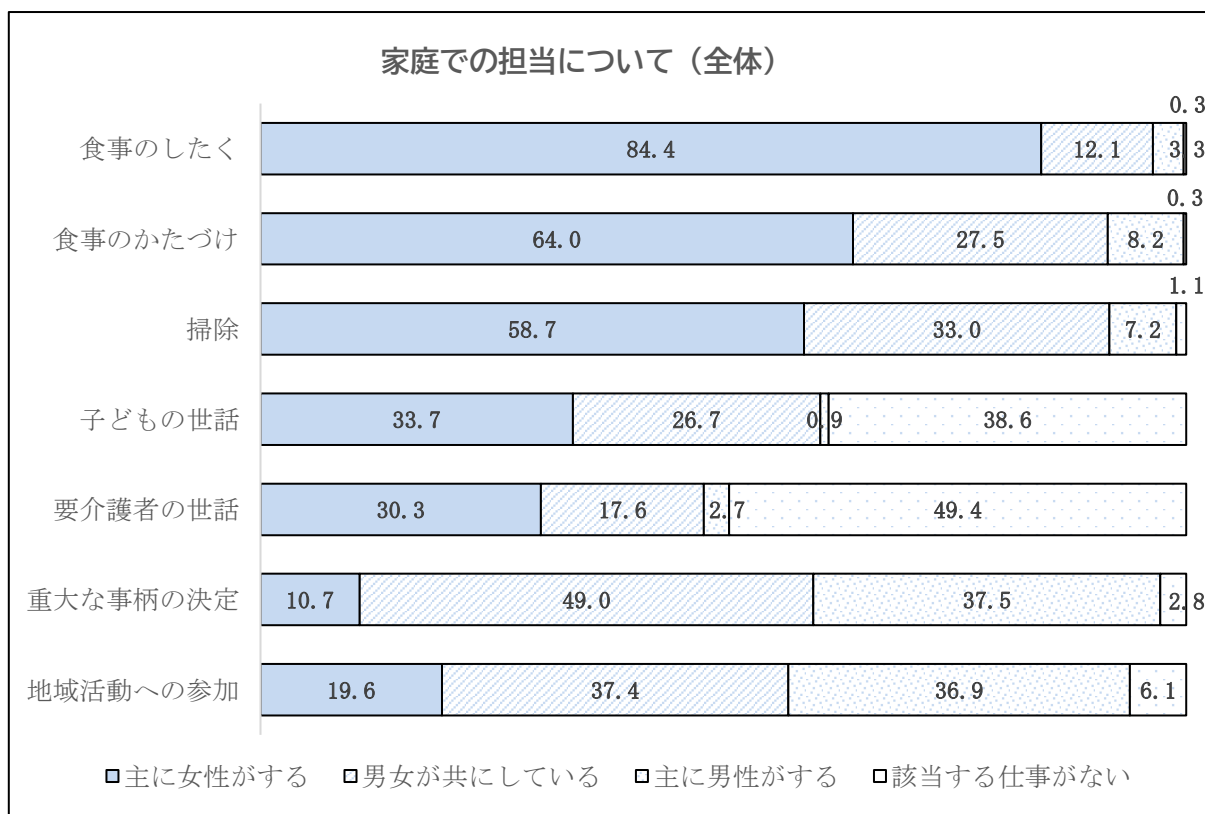
(2) 前述で答えたバランスは、実現していますか。



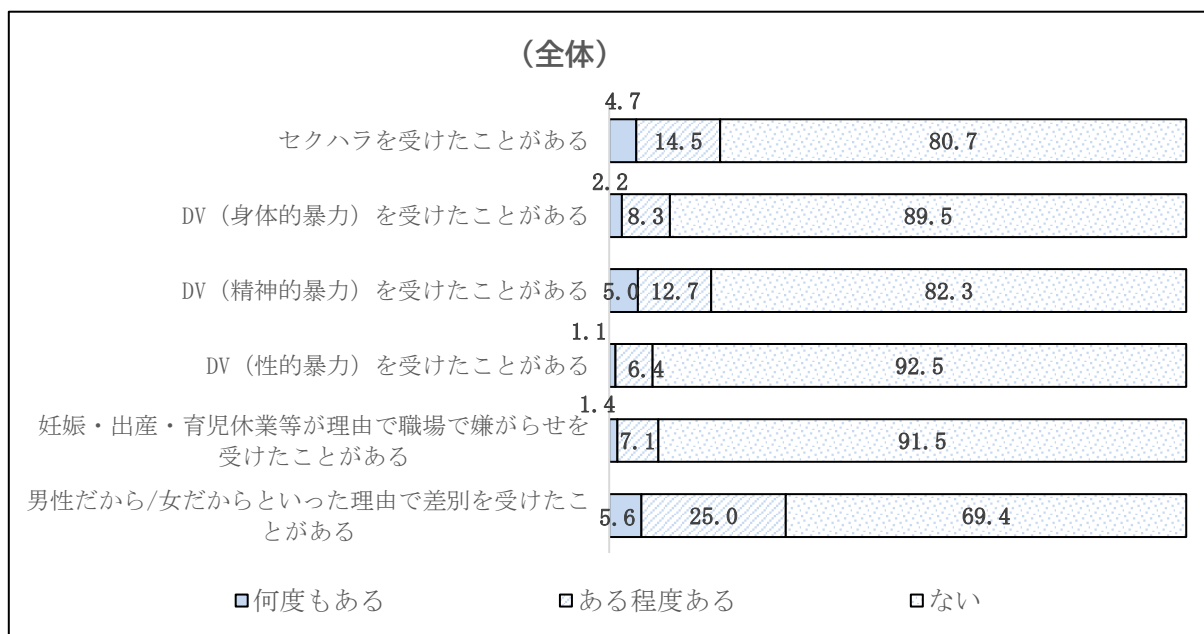
【問7】あなたが平日家庭で過ごす時間は平均何時間ですか（睡眠時間含む）。



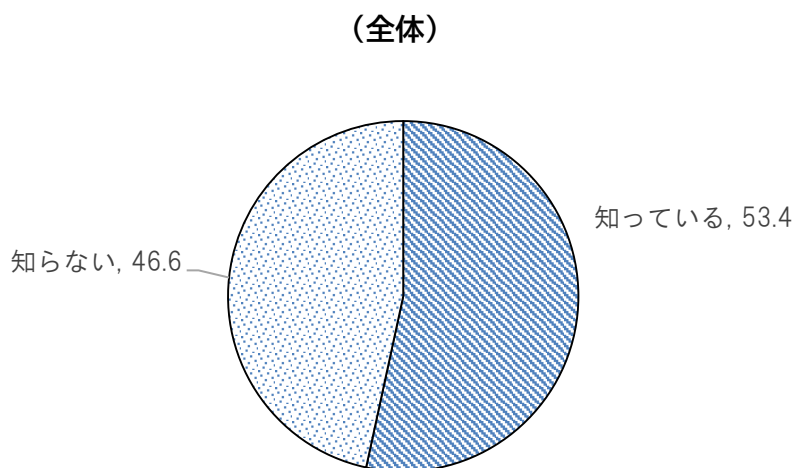
【問8】家族の中で次のような仕事は主に男女のどちらが担当していますか。



【問9】あなたは、これまで、以下について経験したことがありますか。

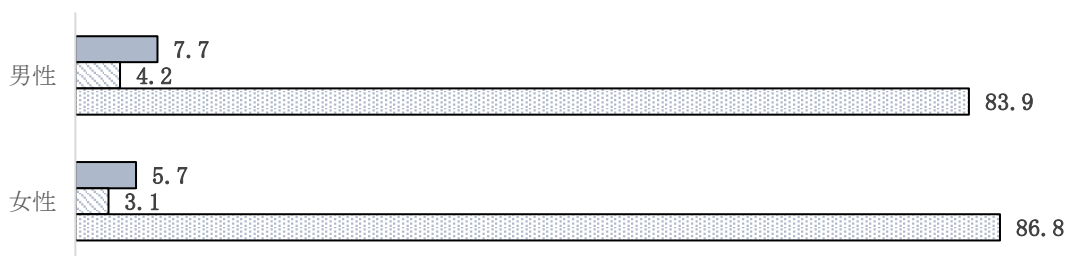


【問10】ドメスティック・バイオレンス (DV：配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあったものからの身体的・精神的等の暴力)に関する相談窓口を知っていますか。



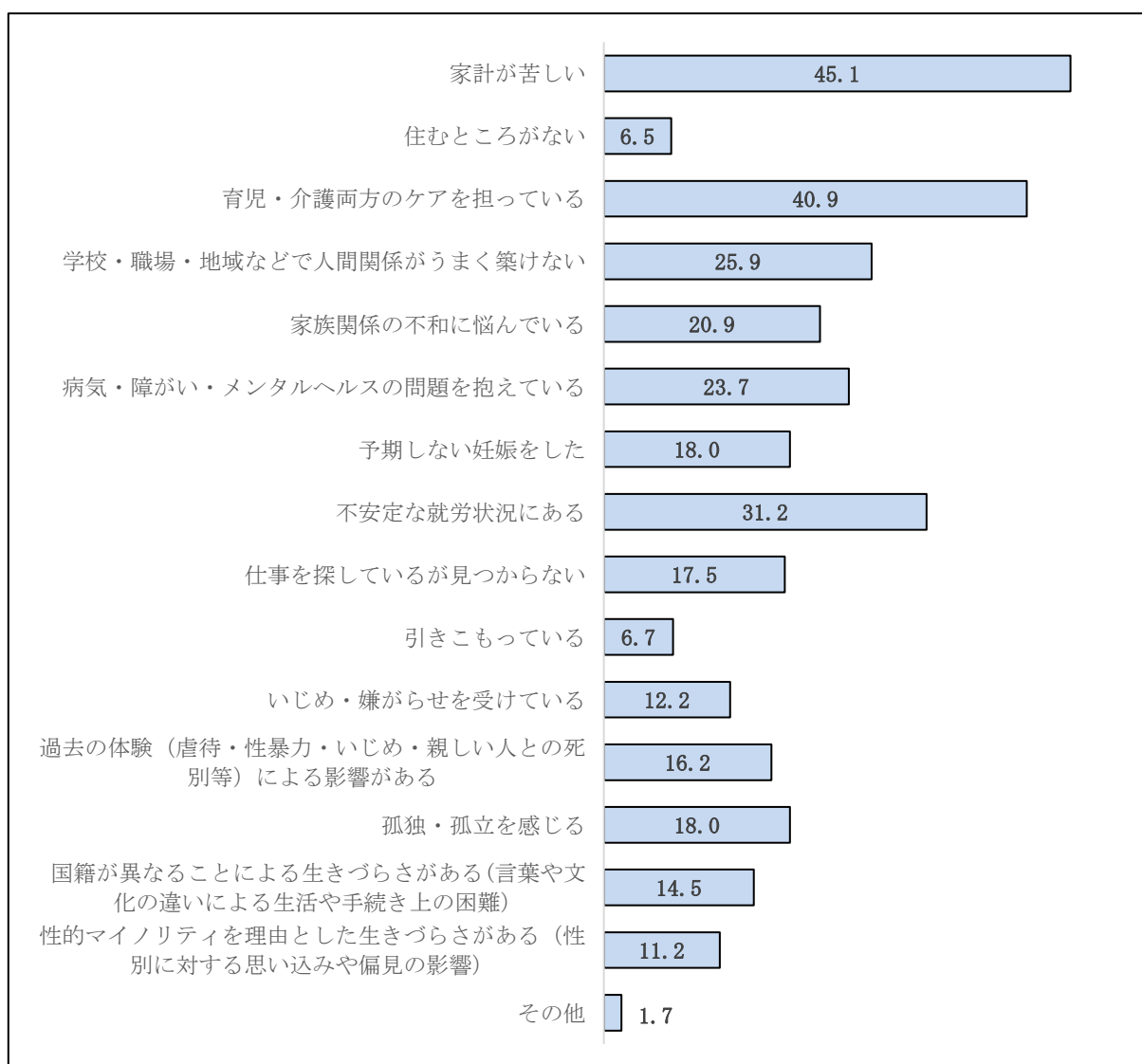
【問11】これまで、ドメスティック・バイオレンス（DV）またはデートDV（交際相手からの暴力）について講習会等を受講したことがありますか。

DV講習会の受講経験（複数回答可）

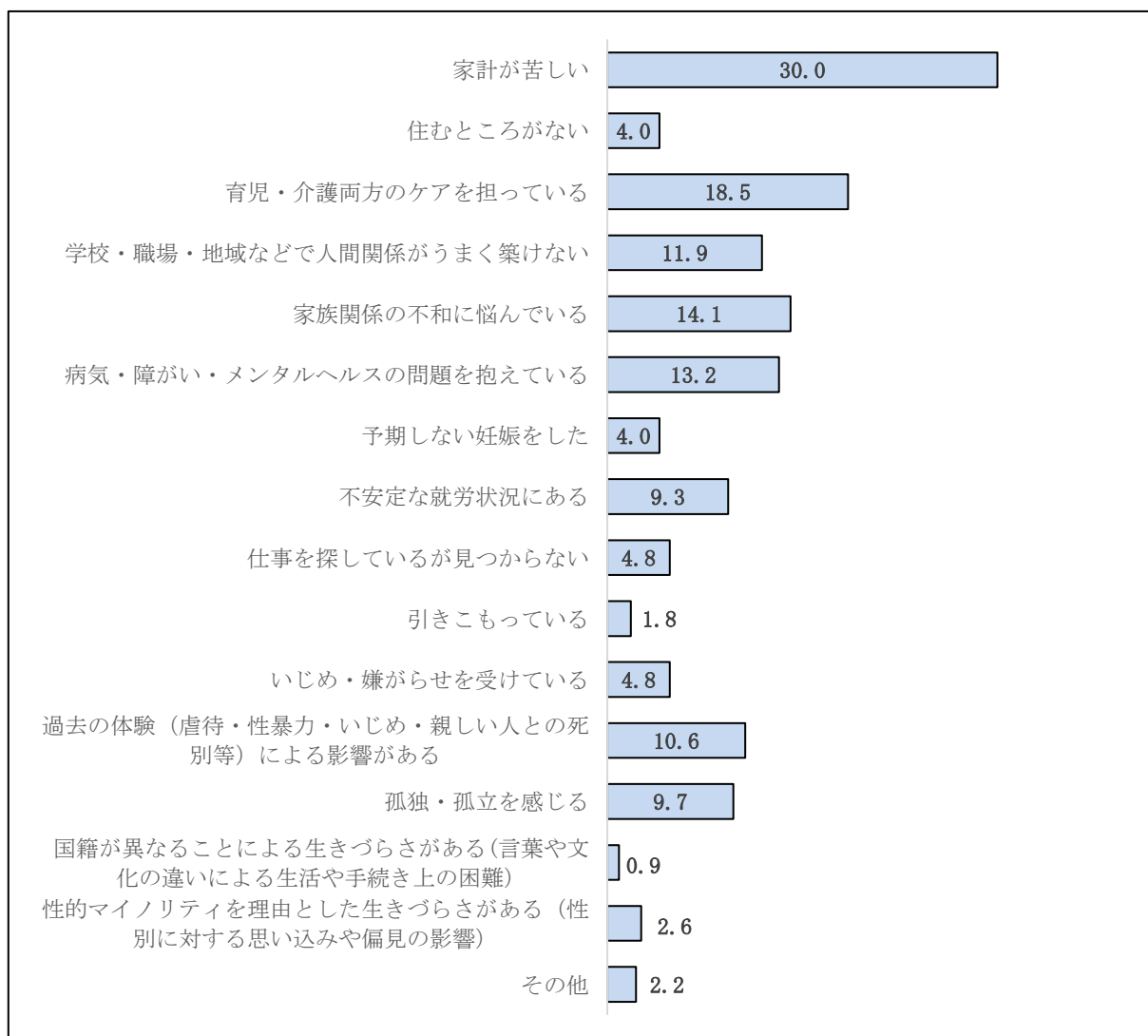


- ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する講習会を受けたことがある
- デートDVに関する講習会を受けたことがある
- そのような講習会を受けたことがない

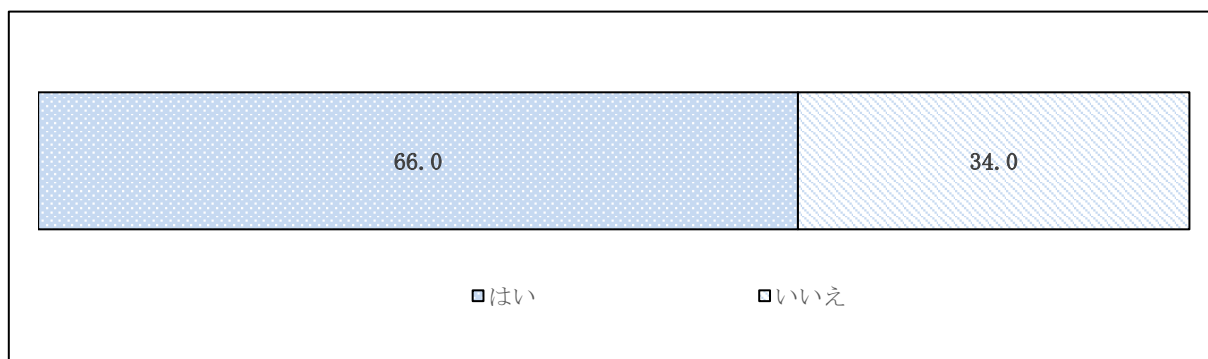
【問12】(1) 全員にお聞きします。女性はどんなことで困っていると思いますか。



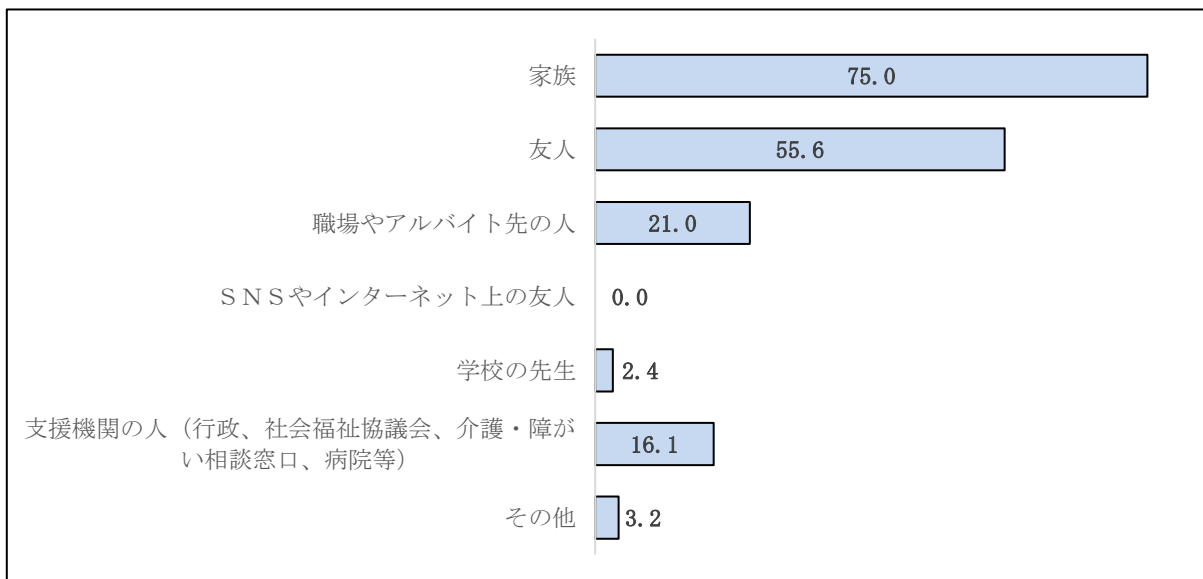
(2) 女性の方にお聞きします。現在困っていること、過去に困ったことがありますか。



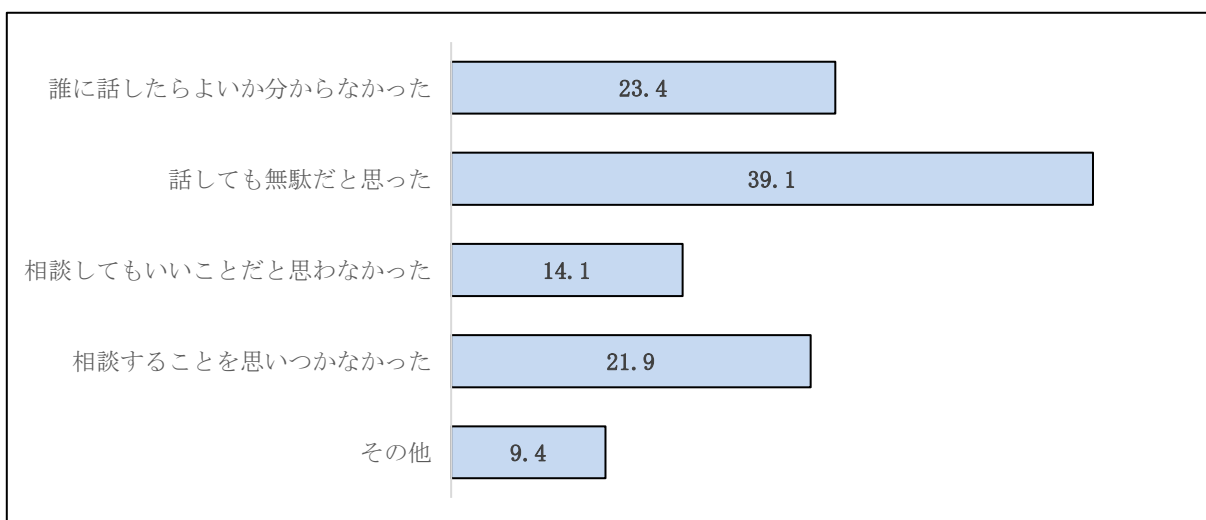
【問13】 問12のように、あなたが大変な時や困った時、誰かに相談したことはありますか。



【問14】 誰に相談しましたか。

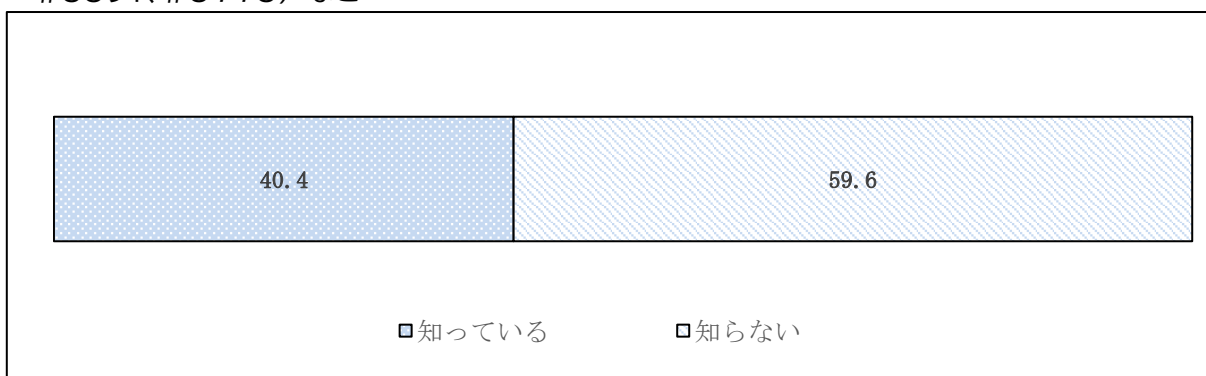


【問15】 相談しなかったのはなぜですか。

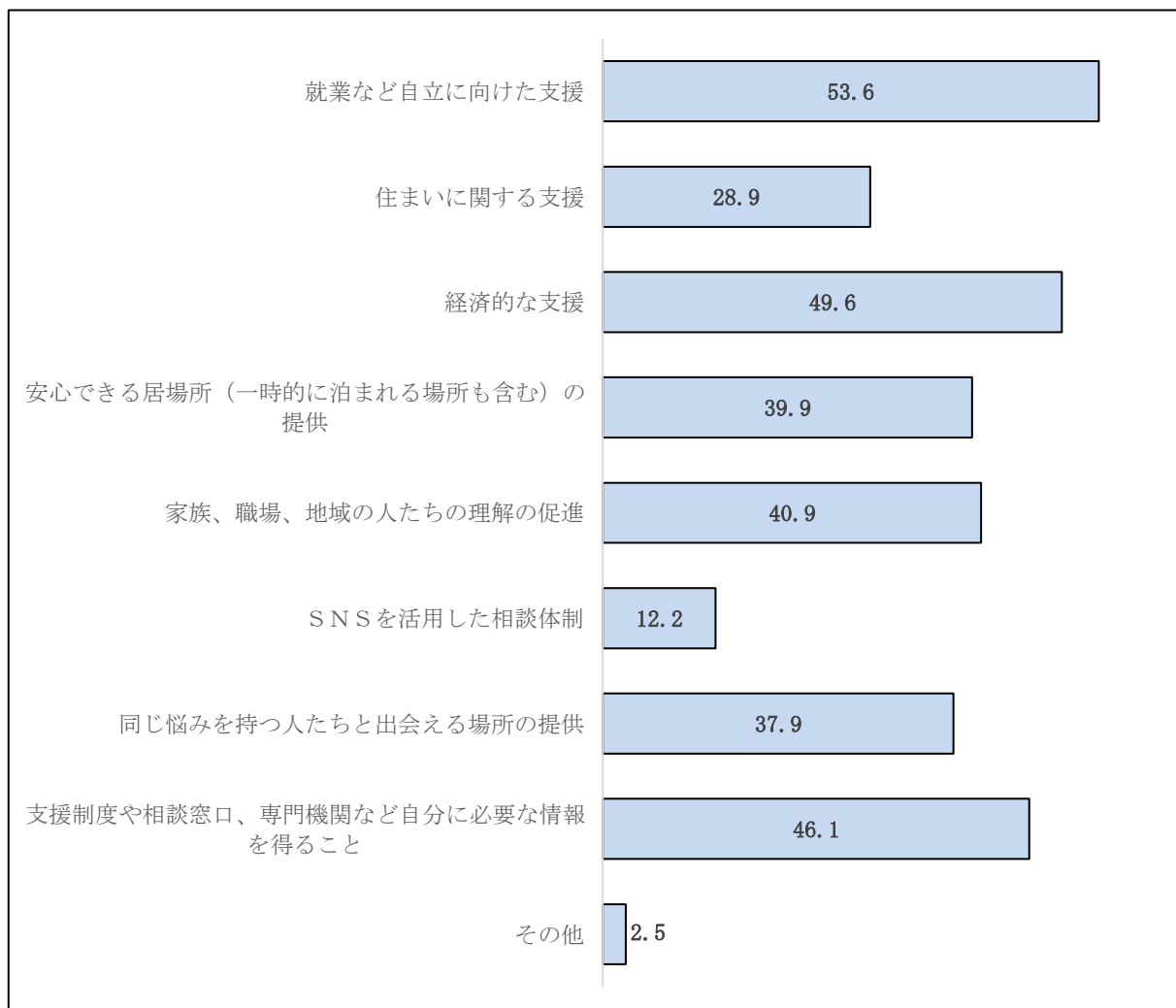


【問16】 女性の相談窓口を知っていますか。（1つでも知っていたら○）

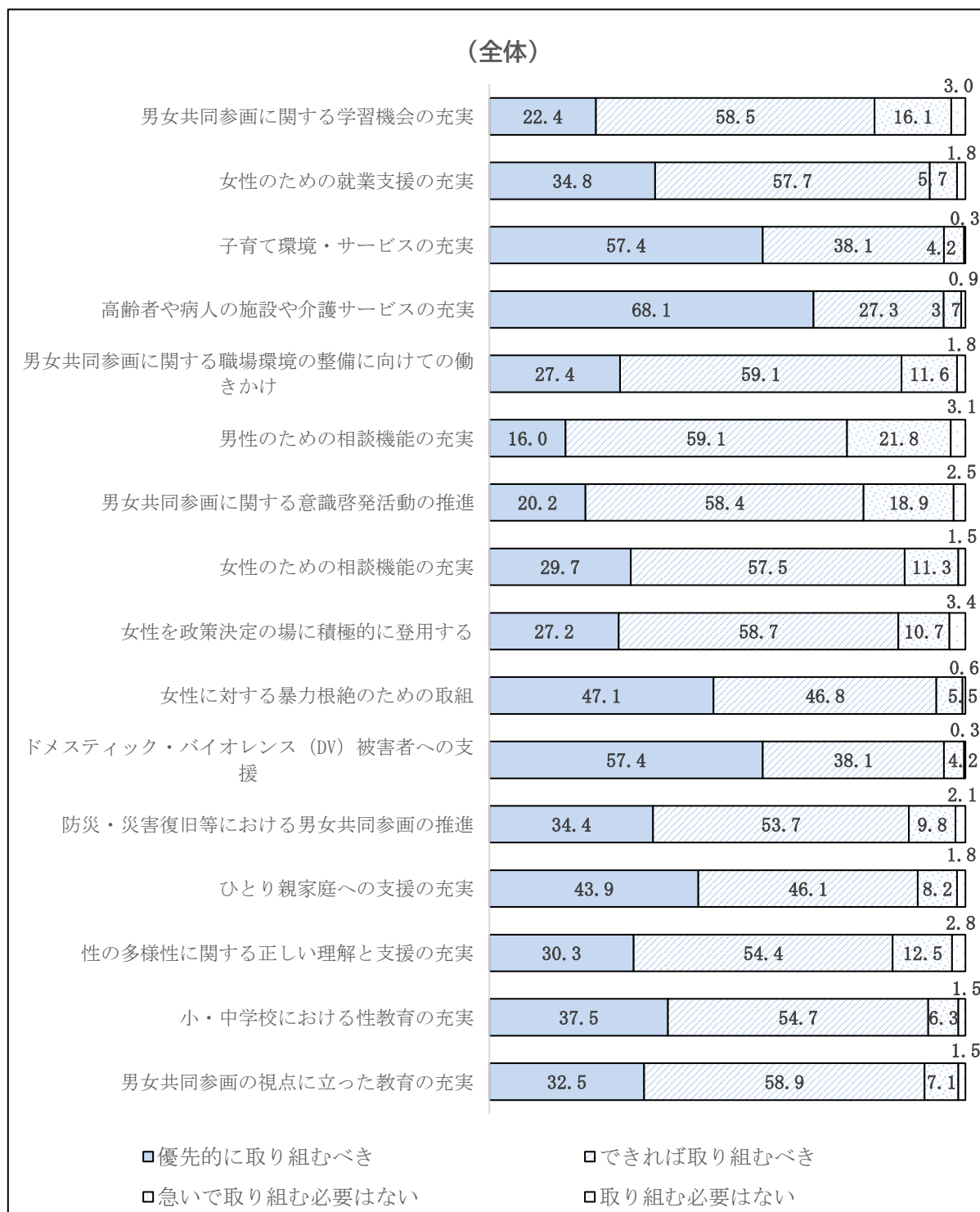
※女性の相談窓口：女性相談支援センター、児童相談所、市役所、全国共通ダイヤル（#8008、^{はやくのストップ}#8891、^{はなそうなやみ}#8778）など



【問17】 困難な問題を抱える女性に対して、どんなことが必要だと思いますか。



【問18】男女共同参画社会の実現に向け、市として優先的に取り組むべき課題は何だと思えますか。



【問19】 次のような言葉やことがらについて知っていますか。

(全体)			
ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）	52.7	33.3	14.0
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	4.0	19.1	76.9
益田市男女共同参画推進条例	8.0	40.8	51.1
益田市男女共同参画計画	8.9	41.7	49.4
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	26.7	44.9	28.4
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）	32.5	50.3	17.2
デートDV（交際相手からの暴力）	32.2	42.9	24.9
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	9.2	40.9	49.9
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	7.5	39.5	53.0
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	3.4	34.1	62.5
<input type="checkbox"/> 概要を知っている <input type="checkbox"/> 言葉を聞いたことはある <input type="checkbox"/> 知らない			

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条一第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条一第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条一第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十八条繰下・一部改正)

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体を実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・追加)

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(令七法八〇・旧第十九条繰下)

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機

関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員

その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日 = 令和八年四月一日)

(政令への委任)

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第一百五十一回通常国会

第二次森内閣

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条一第五条の四)

第三章 被害者の保護 (第六条一第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条一第二十二條)

第五章 雑則 (第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条一第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

(平一六法六四・令五法三〇・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘

案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・令四法五二・令五法三〇・一部改

正)

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(令四法五二・令五法三〇・一部改正)

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(令四法五二・一部改正)

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令五法三〇・追加)

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令五法三〇・追加)

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令五法三〇・追加)

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一

号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。))の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいし

てはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令七法八四・一部改正）

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（令五法三〇・追加）

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・令五法五三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・令五法三〇・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正）

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（令五法三〇・追加）

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（令五法三〇・追加）

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（令五法三〇・追加）

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援

助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・令五法三〇・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(令五法三〇)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を
-------------	-----------------	----------------------------

		受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記	事項

項	録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(令五法三〇・全改)

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認め

る者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・令四法五二・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

(令四法五二・一部改正)

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手 (以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並び	配偶者	特定関係者

に第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加、令五法三〇・一部改正)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・令四法六八・令五法三〇・一部改正)

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令五法三〇・追加)

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正、令五法三〇・旧第三十条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定

の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- (経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(施行の日＝令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

- 2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。
- 3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日

の前日までの間は、適用しない。

- 2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五法律五三）抄

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第九十八号 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和五年六月一四日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四百八十三条の改正規定、同法第四百八十九条の改正規定及び同法第四百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第五百十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第四百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第四百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（令和七年政令第二六二号で令和七年一〇月一日から施行）

附 則 （令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(令七法六三・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公

表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(令七法六三・一部改正)

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実

施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一

項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第十八条繰下）

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（令元法二四・旧第十九条繰下）

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものを

いう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正、令四法六八・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定

にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。))、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四

法律六八) 抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月一日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定（「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項（見出しを含む。）の改正規定（「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の改正規定（「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。） 令和八年四月一日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条の二 政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

第二百八回通常国会

第二次岸田内閣

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条―第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めな

ればならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号

に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（令四法六八（令四法五二）・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第20条）

第4章 益田市男女共同参画審議会（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

わが国では、基本的人権を保障し、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことを盛り込んだ男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた社会を築いていくため、益田市男女共同参画計画の策定や益田市男女共同参画推進協議会の設置などの制度整備に取り組んできたところである。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習が社会の広範な分野に依然として残っており、政策又は方針の決定過程への女性の参画は進んでいない。また、近年においては、配偶者間の暴力に代表される性別に起因する人権侵害など、多くの問題が顕在化している。

このような状況の中、互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが最も重要な課題である。

ここに本市は、男女共同参画の推進に関する基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力の下に男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力的行為をいう。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は行為により、他の者を不快にさせ、又は生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民及び事業者との連携に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参加することができる体制及びその雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスの実現を図ることのできる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、地域、学校、家庭、職域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別に基づく差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(情報の表示における留意)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、前条各号に掲げる行為を助長する表現をしないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、次章に規定する益田市男女共同参画審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(推進体制の整備)

第10条 市は、前条の男女共同参画計画に基づく男女共同参画施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

(情報の収集、調査、研究等)

第11条 市は、男女共同参画施策の策定と実施に必要な情報の収集、調査、研究等及びその結果の公表その他の適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の理解と啓発)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発を目的とした広報その他適切な措置を講ずるものとする。

(防災の分野における施策の推進)

第14条 市は、災害対応を含む防災の分野において、男女共同参画が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第15条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域活動その他の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育における配慮)

第16条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の施策全般の実施に当たっての留意)

第17条 市は、その実施する施策全般にわたり男女共同参画の推進に留意するものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

(苦情の処理)

第19条 市長は、市の実施する施策に関する市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第20条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為に関する市民からの相談に対し、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 益田市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第21条 市長は、次に掲げる事務を行うため、益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第9条第2項の規定により市が策定する男女共同参画計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第12条の規定による男女共同参画施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 第19条第2項の規定による男女共同参画に関する市民又は事業者からの苦情に関し必要な意見を述べること。
- (4) 前各号のほか、男女共同参画に関する市の基本的かつ総合的な施策に係る進捗状況その他の重要事項について調査し、及び審議すること。

(組織等)

第22条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている益田市男女共同参画計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年益田市条例第19号）の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

(趣旨)

第1条 この規則は、益田市男女共同参画推進条例（平成26年益田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(苦情の申出)

第3条 条例第19条第1項に規定する苦情の申出は、男女共同参画推進に関する苦情申出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法によりこれを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該申出の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項による対応の対象としない。

- (1) 現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく監査の請求がなされている事案に関するもの。
- (2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求がなされている事案に関するもの。
- (3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの。
- (4) 現に益田市議会に対して請願がなされている事案に関するもの。

(苦情の処理)

第4条 市長は、前条第1項の苦情の申出があったときは、当該事案に関し、適切な対応を図るものとする。

2 市長は、前項の対応に関し、専門的な見地からの意見を要すると認めるときは、条例第19条第2項の規定により、条例第21条に規定する益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(苦情処理の通知及び公表)

第5条 市長は、前条による苦情の処理について、その内容を処理結果等通知書（様式第2号）により当該苦情の申出者に通知するものとする。

2 市長は、前条による苦情の処理について、年度毎にその内容、件数等の状況を公表するものとする。

(審議会の会長等)

第6条 条例第21条に規定する審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長と

なる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、調査及び審議のため必要と認めるときは、第3条第1項の苦情の申出のあった事案に係る関係者その他の参考人（以下「参考人」という。）に対し、意見若しくは説明を聴取するため会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定は、会議に出席した参考人について準用する。この場合において、同項中「職務上」とあるのは「会議において」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定め、その他条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(益田市男女共同参画推進協議会設置規則の廃止)

- 3 益田市男女共同参画推進協議会設置規則（平成22年益田市規則第29号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月25日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の各規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

益田市男女共同参画審議会委員名簿

任期：R6.4.1～R8.3.31

	氏名	機関・団体名等	
1	建井 順子	島根県立大学	学識経験を有する者
2	谷川 円	島根県弁護士会	
3	久城 悟	益田人権擁護委員協議会	その他市長が必要と認める者
4	岩本 正義	益田児童相談所	
5	波田 一美	益田商工会議所	
6	小早川 佑美	連合島根西部地域協議会 益田・鹿足地区会議	
7	石橋 留美子	しまね女性人材情報リスト登録者	
8	田原 恭子	しまね女性人材情報リスト登録者	
9	房野 伸枝	益田市小・中学校長会	
10	岡 大士	益田市PTA連合会	
11	澤江 佑三	益田市連合自治会長会	
12	小川 律子	島根県男女共同参画サポーター	
13	佐藤 伸廣	公募委員	
14	塩満 正人	市職員	

【男女共同参画計画に関する相談窓口】

名 称	住 所	連絡先
人権センター	〒698-0036 益田市須子町 3 番 1 号	TEL:31-0412 FAX:31-0414
子ども家庭支援課 (こども家庭センター)	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA2 階	TEL:31-1381 FAX:23-7134 TEL:31-1977(子育てあんしん相談係)

【庁内関係課】

名 称	住 所	連絡先
地域振興課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0607 FAX:23-7708
人事課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0131 FAX:23-5001
危機管理課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0601 FAX:23-5001
子ども福祉課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA1 階	TEL:31-0243 FAX:22-8833
子育て支援センター (ファミリー・サポート・センター)	〒698-0023 益田市常盤町 11 番 1 号	TEL:22-2851 FAX:22-2851 TEL:23-0030 FAX:22-2851
健康増進課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA2 階	TEL:31-0214 FAX:23-7134
福祉総務課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0664 FAX:23-5454
総合支援課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0132 FAX:24-0181
障がい者福祉課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0251 FAX:31-8120
高齢者福祉課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0695 FAX:24-0181
産業支援センター	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0391 FAX:22-0437
農林水産課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0311 FAX:24-0452
教育総務課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA1 階	TEL:31-0441 FAX:24-1380
学校教育課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA1 階	TEL:31-0451 FAX:24-1380
ひとづくり推進課	〒698-0033 益田市元町 11 番 26 号	TEL:31-0622 FAX:31-0641
美都地域総務課	〒698-0292 益田市美都町都茂 1 803 番地 1	TEL:52-2311 FAX:52-2190
匹見地域総務課	〒698-1211 益田市匹見町匹見イ 1260 番地	TEL:56-0300 FAX:56-0362

【その他関係機関】

名称	住所	連絡先
松江地方法務局益田支局	〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号	TEL:22-0429 FAX:22-0429
益田公共職業安定所	〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号	TEL:22-8609 FAX:23-2622
益田労働基準監督署	〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号	TEL:22-2351 FAX:22-8035
益田児童相談所	〒698-0041 益田市高津四丁目7番47号	TEL:31-1886 FAX:22-0075
益田警察署生活安全課	〒698-0004 益田市東町7番5号	TEL:22-0110 FAX:23-7275
益田市社会福祉協議会	〒698-0036 益田市須子町3番1号	TEL:22-7256 FAX:23-4177
益田人権擁護委員協議会	〒698-0027 益田市あけぼの東町4番6号	TEL:23-2871 FAX:23-2871

【電話相談窓口】

名称	電話番号	
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	<small>ゼロゼロみんなのひやくとおばん</small> 0570-003-110	松江地方法務局/島根県人権擁護委員連合会
女性相談支援センター 全国共通短縮ダイヤル	<small>はなそうなやみ</small> #8778	お近くの女性相談支援センターへつながります。
島根にじいろダイヤル (LGBT等専門電話相談)	050-3462-1306	島根県環境生活部人権同和对策課
ますだ健康ダイヤル24 (24時間対応)	<small>コール いわみ</small> 0120-506-103	地域医療対策室
相談専用電話	<small>なやむな</small> 0120-71-7867	子育てあんしん相談係

DVに関すること

DV相談ナビ	<small>はれれば</small> #8008	お近くの配偶者暴力相談支援センターへつながります。
DV相談+ (プラス) (24時間対応)	<small>つなぐ はやく</small> 0120-279-889	専門の相談員と一緒に考えます。メール、チャット相談もあります。
島根県警察相談センター (24時間対応)	#9110 (0852-31-9110)	島根県警察相談センター

性暴力に関すること

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	0852-25-3010	性暴力被害者支援センター たんぼぼ
	090-8862-1735	男性・男児のための性暴力被害者支援センター
	<small>おはやく</small> 0852-28-0889	一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター さひめ
全国共通短縮ダイヤル	<small>はやくワンストップ</small> #8891	お近くのワンストップ支援センターへつながります。
	<small>はーとさん</small> #8103	お近くの警察相談窓口へつながります。

第 5 次益田市男女共同参画計画

発行日：令和 8（2026）年 3 月

発 行：島根県益田市（福祉環境部人権センター・福祉環境部子ども家庭支援課）

福祉環境部人権センター

〒698-0036 島根県益田市須子町 3 番 1 号

TEL：0856-31-0412 FAX：0856-31-0414

福祉環境部子ども家庭支援課

〒698-0024 島根県益田市駅前町 17 番 1 号

益田駅前ビル EAGA 益田市立保健センター内

TEL：0856-31-1381 FAX：0856-23-7134

